



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 欧州連合規則における法定専属管轄に関する一考察                                                           |
| Author(s)        | 嶋, 拓哉                                                                             |
| Citation         | 北大法学論集, 71(1), 1-45                                                               |
| Issue Date       | 2020-05-29                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/78258">https://hdl.handle.net/2115/78258</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | lawreview_71_1_01_Shima.pdf                                                       |



# 欧州連合規則における 法定専属管轄に関する一考察

嶋 拓 哉

## 1. 概要

### (1) ブリュッセル Ibis 規則24条の歴史的経緯

欧州連合における法定専属管轄規定の歴史は、1968年9月に締結されたブリュッセル条約<sup>1</sup>に始まる<sup>2</sup>。その16条では、法定専属管轄について以下の規定を置いていた。

「当事者の住所の如何に拘らず、次に掲げる裁判所は専属管轄権を有する。

1. 不動産に関する物権並びに不動産賃借権を対象とする手続については、

---

<sup>1</sup> Brussels Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, OJ L299/32 (31.12.1972). なお、ルガノ条約は1988年に、欧州共同体（欧州連合の前身）と当時の EFTA 加盟国6か国（オーストリア、スウェーデン、フィンランド、スイス、ノルウェー、アイスランド）との間で締結されたが、同条約の内容はブリュッセル条約と殆ど同じである。

<sup>2</sup> ブリュッセル条約締結の以前においては、欧州連合構成国の国際裁判管轄は各構成国の国内法（国際民事訴訟法）に基づいて判断がなされていた。また現在でも、ブリュッセル Ibis 規則の適用がない場合には引続き、各構成国の国内法（国際民事訴訟法）に基づいて国際裁判管轄に関する判断がなされている。ちなみにドイツでは、民事訴訟法（ZPO）24条が国内土地管轄について法定専属管轄を定めるが、裁判実務（BGHZ 49, 124, BGH NJW 98, 1321）および支配的学説（Zöller ZPO, 32. Aufl. (Dr. Otto Schmidt, 2018), § 24 Rdn. 6 [H. Schultzkyl]) は、これを国際的な法定専属管轄をも併せて規定しているものと捉えて、同条に基づきドイツの国際専属管轄の有無を判断する。

当該不動産が所在する締約国の裁判所。

2. 会社もしくは法人の設立の有効・無効、もしくは解散、またはそれらの機関の決議の効力を対象とする手続については、当該会社または法人が住所を有する締約国の裁判所。
3. 公簿への登録の有効性を対象とする手続については、当該登録が行われる締約国の裁判所。
4. 出願または登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録または有効性を対象とする手続については、当該出願または登録が申請され若しくは行われ、または国際条約の規定に基づき行われたものと見做される締約国の裁判所。
5. 判決の強制執行を対象とする手続については、当該判決の執行がなされた、またはなされるべき締約国の裁判所。」

その後、ブリュッセル I 規則<sup>3</sup>、続いてブリュッセル Ibis 規則<sup>4</sup>が各々、若干の修正を加えたうえで、法定専属管轄に関する規定を引き継いでいる。但し、これら規則の該当条文を見る限り、欧州連合における法定専属管轄に関する基本的な枠組みは、今から50余年前に制定されたブリュッセル条約16条において既に確立されていたと評価し得る。なお、ブリュッセル I 規則22条およびブリュッセル Ibis 規則24条が各々法定専属管轄を規定しているが、その具体的な内容は次のとおりである（各規則以前の条約・規則からの変更箇所を下線を付しておく）。

#### ブリュッセル I 規則22条

「当事者の住所の如何に拘らず、次に掲げる裁判所は専属管轄権を有する。

1. 不動産に関する物権並びに不動産賃借権を対象とする手続については、当該不動産が所在する構成国の裁判所。但し、一時的な私的利用のための不動産賃借権であって、最長で連続6か月間に止まるものを対象とする手続については、賃借人が自然人であり、不動産所有者と賃借人がともに同一の構成国に住所を有する場合に限り、被告が住所を有する構成

---

<sup>3</sup> Council Regulation (EC) No. 44/2001 of 22 December 2000 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, OJ L012/1 (16.01.2001).

<sup>4</sup> Regulation (EU) No. 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters (Recast), OJ L351/1 (20.12.2012).

国の裁判所も管轄権を有する。

2. 会社もしくは法人の設立の有効・無効、もしくは解散、またはそれらの機関の決議の効力を対象とする手続については、当該会社または法人が住所を有する構成国の裁判所。なお、構成国の当該裁判所は会社または法人の住所を決定するために、自国の国際私法の規定を適用する。
3. 公簿への登録の有効性を対象とする手続については、当該登録が行われる構成国の裁判所。
4. 出願または登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録または有効性を対象とする手続については、当該出願または登録が申請され若しくは行われ、または欧州連合の制定法等の法律文書若しくは国際条約の規定に基づき行われたものと見做される構成国の裁判所。なお、1973年10月5日にミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約に基づき欧州特許庁に付与される管轄権を妨げない限りにおいて、当事者の住所の如何に拘らず、各構成国の裁判所は、当該構成国に認められた欧州特許の登録または有効性に関する手続について専属管轄権を有する。
5. 判決の強制執行を対象とする手続については、当該判決の執行がなされた、またはなされるべき構成国の裁判所。』

ブリュッセル Ibis 規則24条<sup>5</sup>

「当事者の住所の如何に拘らず、次に掲げる裁判所は専属管轄権を有する。

1. 不動産に関する物権並びに不動産賃借権を対象とする手続については、当該不動産が所在する構成国の裁判所。但し、一時的な私的利用のための不動産賃借権であって、最長で連続6か月間に止まるものを対象とする手続については、賃借人が自然人であり、不動産所有者と賃借人がともに同一の構成国に住所を有する場合に限り、被告が住所を有する構成国の裁判所も管轄権を有する。
2. 会社もしくは法人の設立の有効・無効、もしくは解散、またはそれらの機関の決議の効力を対象とする手続については、当該会社または法人が住所を有する構成国の裁判所。なお、構成国の当該裁判所は会社または法人の住所を決定するために、自国の国際私法の規定を適用する。
3. 公簿への登録の有効性を対象とする手続については、当該登録が行われ

<sup>5</sup> ブリュッセル Ibis 規則に関しては、法務省大臣官房司法法制部『欧州連合 (EU) 民事手続法』法務資料464号47頁以下 (2015年) に邦訳が掲載されている。本稿における同規則の訳出に当たっては、本資料も参考にさせて頂いた。本資料をご恵贈くださったことに、改めて感謝申し上げます。

る構成国の裁判所。

4. 出願または登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録または有効性を対象とする手続については、それが訴訟により提起されたものか、抗弁として提起されたものかを問わず、当該出願または登録が申請され若しくは行われ、または欧州連合の制定法等の法律文書若しくは国際条約の規定に基づき行われたものと見做される構成国の裁判所。なお、1973年10月5日にミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約に基づき欧州特許庁に付与される管轄権を妨げない限りにおいて、当事者の住所の如何に拘らず、各構成国の裁判所は、当該構成国に認められた欧州特許の登録または有効性に関する手続について専属管轄権を有する。
5. 判決の強制執行を対象とする手続については、当該判決の執行がなされた、またはなされるべき構成国の裁判所。」

## (2) ブリュッセル Ibis 規則24条とその他管轄規定との関係

### (イ) 被告住所地管轄（同規則 4 条乃至 6 条）との関係

ブリュッセル Ibis 規則ではいわゆる被告住所地管轄を原則とし、被告が構成国に住所を有する場合には、当該構成国に国際裁判管轄を認めている（同規則 4 条）。しかしながら、他の構成国に同規則24条に基づき専属管轄が認められる場合には、この専属管轄が優先する<sup>6</sup>。このことは、①同規則24条の柱書に「当事者の住所の如何に拘らず」とする文言が盛り込まれていること、および②同規則 4 条では、被告住所地管轄が適用される場合から「本規則に別段の定めがある場合」を除外する旨が規定されていることを踏まえれば、明白である。

また、被告が非構成国に住所を有する場合には、ブリュッセル Ibis 規則 6 条 1 項が適用される。同条項ではこの場合について、「各構成国の裁判管轄権は、本規則18条 1 項、21条 2 項、24条および25条に該当す

---

<sup>6</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), European Commentaries on Private International Law, Vol. 1 [Brussels Ibis] (Otto Schmidt, 2016), Art. 24. Para. 3 [Luís de Lima Pinheiro]; T. Rauscher (Hrsg.), EuZPR/EuIPR, Band 1 [Brüssel Ia-VO], 4. Aufl. (Otto Schmidt, 2016), Art. 24 Rdn. 1 [P. Mankowski]; J. Kropholler/J. von Hein, Europäisches Zivilprozessrecht, 9. Aufl. (Recht und Wirtschaft, 2011), EuGVO Art. 22 Rdn. 2.

るときを除き、当該構成国の法に基づいて定める」と規定する。即ち、被告の住所が非構成国にある場合には、構成国の国際裁判管轄は各構成国の国内法（国際民事訴訟法）に基づき判断されるのが原則であるが、ブリュッセル Ibis 規則24条により構成国に専属管轄が認められるときには例外的に、同条に基づいて当該構成国に国際裁判管轄が認められることとなる<sup>7</sup>。

（ロ）客観的な特別管轄事項（同規則7条乃至23条）との関係

ブリュッセル Ibis 規則では、契約上の義務履行地管轄（同規則7条1号）、不法行為地管轄（同規則7条2号）、営業所所在地管轄（同規則7条5号）等の管轄、保険契約事件に関する管轄（同規則10条以下）、消費者契約事件に関する管轄（同規則17条以下）、個別労働契約事件に関する管轄（同規則20条以下）といった具合に、客観的な特別管轄事項を規定している。ある構成国にこれらの特別管轄事項の連結点が所在する場合には、仮令被告の住所が他の構成国に所在するときでも、前者の構成国にも併せて国際裁判管轄が認められる。ブリュッセル Ibis 規則には、これらの特別管轄と法定専属管轄の優先・劣後関係を定める条項は存在しないが、後者（法定専属管轄）を優先させることに異論をみない<sup>8</sup>。保険契約事件に関する管轄、消費者契約事件に関する管轄、個別労働契約事件に関する管轄はいわゆる弱者保護のための管轄規定であるが、法定専属管轄を規定したブリュッセル Ibis 規則24条がこれら管轄規定に優先することも一般に肯定されている<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 6. Para. 1 [P. Vlas].

<sup>8</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 3 [Luis de Lima Pinheiro]; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 1 [P. Mankowski]; A. Dickinson/E. Lein (ed.), *The Brussels I Regulation Recast* (Oxford Univ. Pr., 2015), § 8.06 [M. Lehmann]; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), *EuGVO Art. 22 Rdn. 2*; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, *Europäische Gerichtsstands- und Vollstreckungsverordnung (Brüssel Ia)* (C. H. Beck, 2017), Art. 24 Rdn. 2 [Paulus].

<sup>9</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 1 [P. Mankowski]; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), *EuGVO Art. 22 Rdn. 2*; D. Paulus/E.

(ハ) 合意管轄・応訴管轄（同規則25・26条）との関係

合意管轄と法定専属管轄の関係については、ブリュッセル Ibis 規則 25条 4 項が「管轄合意または信託証書における管轄条項は、その内容が本規則15条、19条または23条に反している場合、もしくはこれら管轄合意や管轄条項により管轄権が排除されようとしている裁判所が本規則24条に基づき専属管轄を有する場合には、無効とする」と規定する。即ち、この規定は、管轄合意であっても、ブリュッセル Ibis 規則24条に規定する法定専属管轄を排除し得ないことを意味しており、管轄合意が他の構成国の法定専属管轄に抵触する範囲において、当該管轄合意の効力は否定される<sup>10</sup>。このことは、管轄合意が構成国を指定する場合のみならず、非構成国を指定する場合であっても、構成国の法定専属管轄に抵触する限りは、同じ扱いである<sup>11</sup>。

なお、ブリュッセル Ibis 規則26条は応訴管轄を取扱う規定であるが、同条 1 項但書では、「他の構成国の裁判所が本規則24条に基づいて専属管轄を有するときには」応訴管轄が成立しない旨の規定が設けられている。

(ニ) ブリュッセル Ibis 規則24条に違反した場合の処理

上記(イ)～(ハ)で見てきたように、ブリュッセル Ibis 規則の下では、同規則24条に基づきある構成国の裁判所に専属管轄が認められる場合には、他の構成国の裁判所が管轄権を行使することはできない仕組みになっている。このようにブリュッセル Ibis 規則は法定専属管轄を最優先に位置付けているわけであるが、この枠組みの実効性を担保するため

---

Peiffer/M. Peiffer, aa.O. (Fn. 8), Art. 24 Rdn. 2 [Paulus].

<sup>10</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 25 Para. 132 [Magnus]; T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 1 [P. Mankowski].

<sup>11</sup> Ahmed Mahamdia v. People's Democratic Republic of Algeria, Case C-154/11 [2012], ECLI:EU:C:2012:491; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, aa.O. (Fn. 8), Art. 24 Rdn. 2 [Paulus]; J. Kropholler/J. von Hein, aa.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 23 Rdn. 81ff; P. Schlosser/B. Hess, EuZPR, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2015), EuGVVO Art. 25 Rdn. 6a [Schlosser]; H. Thomas/H. Putzo, ZPO, 36. Aufl. (C. H. Beck, 2015), EuGVVO Art. 25 Rdn. 2 [R. Hüßtege].

に、同規則27条では、「構成国の裁判所は、他の構成国の裁判所が本規則24条に基づいて専属管轄を有する事案について訴訟提起を受けたときには、職権により管轄の不存在を宣言しなければならない」旨を規定する。法定専属管轄を最優先とする規準を厳格に管理し、欧州連合内における各構成国裁判所の機能調整を円滑に行うためには、各構成国の裁判所が判断主体となつて、被告が応訴したか否かに拘らず、他の構成国に法定専属管轄が帰属するか否かを職権で確認することが求められる<sup>12</sup>。

そのうえで、仮にある構成国の裁判所が法定専属管轄を有する事案であるにも拘らず、他の構成国の裁判所が当該事案について審理のうえ判決を下した場合には、欧州連合域内ではその判決の承認・執行が拒絶される<sup>13</sup>。即ち、ブリュッセル Ibis 規則45条1項e号(ii)では、判決が同規則24条に抵触する場合には当該判決の承認が拒絶される旨を定め、また同規則46条では「債務者の申立てにより本規則45条に規定する事由の一つが存在することが判明した場合には、判決の執行が拒絶される」と規定する。

## 2. ブリュッセル Ibis 規則24条の立法目的

### (1) 学説・裁判例の分類

既述(1.(2)(二))のとおり、ブリュッセル Ibis 規則24条は他の管轄規定に優先して適用されることが予定されているが、同条の立法目的は如何なる点に求められるであろうか。

第一に、ブリュッセル Ibis 規則24条の目的を、事項上の観点から特に密接に関連する構成国に管轄を集中させることに求める見解がある<sup>14</sup>。同条では特定の事項を列举し、各事項に対応する形で専属管轄所

<sup>12</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 27 Para. 1ff. [I. Queirolo]; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 27 Rdn. 4ff. [P. Mankowski]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, a.a.O. (Fn. 8), Art. 27 Rdn. 7ff. [E. Peiffer/M. Peiffer].

<sup>13</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 3 [Luis de Lima Pinheiro].

<sup>14</sup> A. Junker, Internationales Zivilprozessrecht, 3. Aufl. (C. H. Beck, 2016), § 14 Rdn. 1; P. Hay/H. Rösler, Internationales Privat- und Zivilverfahrensrecht, 5.

在国を特定するための連結点を規定するが、これは、事項的要素に着目しそれと関連の深い構成国を専属的な法廷地国として指定する趣旨である、と説明される。欧州司法裁判所でも、こうした見解を踏まえて、「法定専属管轄に関する規定（ブリュッセル条約16条）の基本的根拠は、被告および原告の住所の如何に拘らず、法的な紛争事項と締約国との間に特別に密接な関連性が存在することである」（括弧内は執筆者による）と言及した裁判例が存在する<sup>15</sup>。しかしながら、こうした見解には、事項的な密接関連性（die Sachnähe）は何も法定専属管轄のみを根拠付けるわけではなく、客観的な特別管轄（ブリュッセル Ibis 規則 7 条乃至 23 条。1.（2）（ロ）を参照）をも同じく基礎付ける根拠になり得るものである、との批判が寄せられる<sup>16</sup>。D. Solomon 教授は、例えばブリュッセル Ibis 規則 7 条 2 号では不法行為特別管轄をその結果発生地である構成国に認めるが、その根拠は不法行為と結果発生地国との事項的な密接関連性に求められる<sup>17</sup>と指摘したうえで、結局のところ、事項的な関連性という要素を殊更、法定専属管轄のみを正当化するための特別な根拠として捉

---

Aufl. (C. H. Beck, 2016), 35; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 6 [Luis de Lima Pinheiro]; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 3 [P. Mankowski]; P. Schlosser/B. Hess, a.a.O. (Fn. 11), EuGVVO Art. 24 Rdn. 1a [Schlosser]; H. Schack, Internationales Zivilfahrensrecht, 7. Aufl. (C. H. Beck, 2017), Rdn. 349.

<sup>15</sup> Group Josi Reinsurance Company SA v. Universal General Insurance Company (UGIC), Case C-412/98 [2000] ECR I-5925, 5954 [Para. 46]. 同様の見解を示す裁判例として、T. E. Sanders v. R. van der Putte, Case C-73/77 [1977] ECR 2383, 2389 [Para. 13] and 2390 [Para. 17]; Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG v. Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG, Case C-4/03 [2006] ECR I-6509, 6531 [Para. 22]; Nicole Hassett v. South Eastern Health Board and Cheryl Doherty v. North Western Health Board, Case C-372/07 [2008] ECR I-7403, Para. 21等がある。

<sup>16</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 3 [P. Mankowski]; A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.10 [M. Lehmann].

<sup>17</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 7 Rdn. 103 [S. Leible]; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 5 Rdn. 73.

えるのは難しい、と指摘する<sup>18</sup>。

第二に、ブリュッセル Ibis 規則24条の根拠として、主権に関する考慮 (Souveränitätserwägungen) を挙げる見解が存在する<sup>19 20</sup>。ドイツでは古く、法定専属管轄を規定する民事訴訟法 (ZPO) 24条<sup>21</sup>に関して、その専属性の根源を国家の領域主権に求めた帝国最高裁判所の判決が存在する。例えば、1921年6月7日付帝国最高裁判所判決は、「不動産を巡る管轄権の専属性には国家および領域主権が反映されている。国家は自国領域に所在する不動産について他国が司法判断を下すことを許容しない」と断言する<sup>22</sup>。また、1921年12月10日付帝国最高裁判所判決では、「土地およびそこに固定される有体物は、それが所在する国家領域と不可分である。これらは、当該国家の統治権にのみ服する」と判示する<sup>23</sup>。その見解の根底には、「国家の領域内に固定的に所在する財産に関して司法判断を下す権利は、奪い去ることのできない当該国家の特権である」とする思想が存在する<sup>24</sup>が、そうした考え方を徹底すると、例えば、公

<sup>18</sup> D. Solomon, Der Immobiliengerichtsstand im Europäischen Zuständigkeitsrecht, im H. Kronke/H. Thorn (Hrsg.), Festschrift für B. von Hoffmann zum 70. Geburtstag (E. & W. Giesecking, 2011), 727, 730.

<sup>19</sup> T. Rauscher, Internationales Privatrecht, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2012), Rdn. 1830; H. Schack, aa.O. (Fn. 14), Rdn. 352. なお、T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 3 [P. Mankowski] も、この見解を支持していると解される。

<sup>20</sup> なお、不動産登記や特許権等の登録に代表されるように、ブリュッセル Ibis 規則24条には国家の行政機関が関与する事項が幾つか含まれており、このことを以て同条の法定専属管轄の根拠とする見解がある (Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG v. Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG, Case C-4/03 [2006] ECR I-6509, 6531 [Para. 23])。こうした見解もこの第二の見解に含めて考えても差支えないと思われる。

<sup>21</sup> ドイツ民事訴訟法 (ZPO) 24条は、国内土地管轄に関連して法定専属管轄を規定するが、裁判実務および支配的学説は同条を国際的な法定専属管轄にも併せて適用し得ると解する。この点については脚注2を参照。

<sup>22</sup> RGZ 102, 251, 253.

<sup>23</sup> RGZ 103, 274, 277.

<sup>24</sup> M. Lehmann/S. Lorenzo, Der Rumpferichtsstand für dingliche Klagen nach Art. 16 Nr. 1 EuGVÜ (Art. 22 Nr. 1 EuGVVO), IPRax 2007, 190, 194.

簿への登録の有効性に関しては、当該登録を行う国が判断を下し得るのみであって、ましてや他国が当該登録の有効性について登録国とは異なる結論を下すことは許されないとの結論に至る。もっとも現在では、この第二の見解に対しても幾つかの批判が寄せられる<sup>25</sup>。例えば、D. Solomon 教授は「不動産の私権に関する判決とその他事項に関する判決では、国家主権の要素が占める比重は同じく小さい」<sup>26</sup>と断言する。即ち、こうした批判の背景には、「国家主権は基本的には私人間における不動産の分配に係るわけではない。不動産の物権問題を通じて、国家の安全保障や主権が制限を受けるのではないか」という懸念は杞憂に過ぎない<sup>27</sup>との考えが存在するものと思われる。また、M. Lehmann 教授に至っては、法定専属管轄を正当化するために主権的要素を持ち出すことについて、「自由、安全、公正な法域を構築しようとする（欧州統合という）野心的な構想と整合性が採れない」（括弧内は執筆者による）<sup>28</sup>と述べて、これを一蹴している。

第三に、ブリュッセル Ibis 規則24条の目的を、各構成国が自国の強行法規の適用を可能にすることに求める見解が存在する<sup>29</sup>。L. Pinheiro 教授によれば、この見解の根拠は、①ブリュッセル Ibis 規則24条に掲げる事項に関しては、各構成国が実体法体系において多くの強行法規を設け、各構成国の政策的要請を映じた一連の法体系が整備されていること、②これら強行法規を含む準拠法の連結点と法定専属管轄の連結点が一致する傾向が見て取れること、に求められる<sup>30</sup>。欧州司法裁判所は、

<sup>25</sup> M. Lehmann/S. Lorenzo, a.a.O. (Fn. 24), 194; D. Solomon, a.a.O. (Fn. 18), 731; R. Geimer, IZPR, 7. Aufl. (Otto Schmidt, 2015), Rdn. 896; J. Schröder, Internationale Zuständigkeit (Westdeutscher, 1971), 367ff.

<sup>26</sup> D. Solomon, a.a.O. (Fn. 18), 731.

<sup>27</sup> M. Lehmann/S. Lorenzo, a.a.O. (Fn. 24), 194f.

<sup>28</sup> A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.11 [M. Lehmann].

<sup>29</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 7 [Luís de Lima Pinheiro]; E. Rösler v. H. Rottwinkel, Case C-241/83 [1985] ECR 99; E. Jayme, Identité culturelle et intégration: le droit international privé postmoderne. Cours général de droit international privé, Recueil des Cours 251 (1995), 9, 241.

<sup>30</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 7 [Luís de Lima

不動産賃貸借（不動産賃借権）に関する事案において「不動産賃貸借は特別な法規範により規律されるのが通常である。事案の複雑性に照らせば、かかる特別な法規範は、それが効力を有する国家の裁判所により適用されるのが望ましい」との見解を提示している<sup>31</sup>が、こうした裁判所の見解もこの第三の見解に沿ったものと捉えることが出来るであろう<sup>32</sup>。但し、この第三の見解に対しても批判は存在する。例えば、D. Arroyo 教授は法定専属管轄の存在意義そのものに懐疑的であるが、とりわけその根拠を自国の強行法規の適用に求めることには否定的である。同教授はその理由として、①管轄所在地国と強行法規を含む準拠法所属国を一致させることを目指す並行理論（Parallelism）は、もはや国際私法領域における主要な法政策目的とは考えられないこと、②当事者自治に委ねたとしても、実際には、管轄所在地国と準拠法所属国が一致するように法選択がなされるケースが大半を占めると見込まれること、③各構成国の強行法規の存在が不公正で不釣り合いなまでに移動の自由の障害となる場合には、欧州司法裁判所はこれら強行法規の適用を制限するなど、域内市場統合にとって今や各構成国の強行法規の存在が必ずしも好ましいものではないと捉えられていること、等を指摘する<sup>33</sup>。

また第四に、ブリュッセル Ibis 規則24条が規定する法定専属管轄の目的を、複数の構成国の裁判所が各々異なる判断を下す事態を回避することに求める見解も提唱されている<sup>34</sup>。

---

Pinheiro].

<sup>31</sup> T. E. Sanders v. R. van der Putte, Case 73/77 [1977] ECR 2383, 2391 [Para. 14].

<sup>32</sup> A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.11 [M. Lehmann].

<sup>33</sup> D. P. F. Arroyo, *Exorbitant and Exclusive Grounds of Jurisdiction in European Private International Law: Will They Ever Survive?*, im H-P. Mansel et. al. (Hrsg.), *Festschrift für Erik Jayme*, Band I (Sellier, 2004), 169, 177f.

<sup>34</sup> Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG v. Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG, Case C-4/03 [2006] ECR I-6509, 6533 [Para. 29]; Nicole Hassett v. South Eastern Health Board and Cheryl Doherty v. North Western Health Board, Case C-372/07 [2008] ECR I-7403, Para. 20; M. Lehmann, *Exclusive Jurisdiction under Art. 22(2) of the Brussels I Regulation*:

## (2) 小括

既述(2.(1))のとおり、ブリュッセル Ibis 規則24条が定める法定専属管轄の根拠について、幾つかの異なる見解が示されているが、結論から言えば、これらの見解が複合的に同条の根拠を構成していると考えるのが適当である。実際に、欧州司法裁判所の裁判例でも、これら見解のうちいずれか一つに立脚するのではなく、複数の見解に言及したうえで、同条の適用を論じるものが多い。具体的には、第一の見解、第二の見解、および第四の見解を根拠に掲げるもの<sup>35</sup>、第一の見解と第三の見解を根拠に掲げるもの<sup>36</sup>、第一の見解と第四の見解を根拠に掲げるもの<sup>37</sup>等がある。また、学説においても、いずれかの見解のみに依拠するのではなく、やはり複数の見解を併せて同条の根拠とするものが多い<sup>38</sup>。例えば、ブリュッセル Ibis 規則24条2号は、会社等法人の設立・解散の有効性および内部機関の決議の効力に関する訴訟について、当該法人の住所が所在する構成国に法定専属管轄を認める規定であるが、一般に同号の立法根拠として、①法人の存否、内部機関の決議の効力については、法的安定性の観点から複数の矛盾する判決が生じる事態を回避する必要があること<sup>39</sup>、②法人の存在が確立するのはその住所が所在する構成国においてであり、それに関する司法手続を当該構成国に集中させるのが適切であること<sup>40</sup>、③管轄所在地国と準拠法所属国の一致が実現するこ

---

The ECJ Decision *Berliner Verkehrsbetriebe v. JP Morgan Chase Bank* (C-144/10), *Yearbook of Private International Law* Vol.13, 507, 515 (2011).

<sup>35</sup> *Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG v. Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG*, Case C-4/03 [2006] ECR I-6509.

<sup>36</sup> *T. E. Sanders v. R. van der Putte*, Case 73/77 [1977] ECR 2383.

<sup>37</sup> *Nicole Hassett v. South Eastern Health Board and Cheryl Doherty v. North Western Health Board*, Case C-372/07 [2008] ECR I-7403.

<sup>38</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 6ff. [Luís de Lima Pinheiro]; A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.11 [M. Lehmann]; A. R. Markus, *Internationales Zivilprozessrecht* (Stämpfli, 2014), Rdn. 1047.

<sup>39</sup> P. Jenard, *Report on the Convention on Jurisdiction and the Enforcement on Judgments in Civil and Commercial Matters*, OJ 1979 C59/1, 154; A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.32 [M. Lehmann].

<sup>40</sup> P. Jenard, a.a.O. (Fn. 39), 154; A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.32

と<sup>41</sup>、④法人の内部事項は強行法規により規定されることが多いが、その住所が所在する構成国に管轄を認めることで、当該構成国の強行法規の適用が確保されること<sup>42</sup>等が挙げられる。これらの理由付けは、主として第一の見解（理由②）、第三の見解（理由③と④）、第四の見解（理由①）を反映したものであり、これらが複合的にブリュッセル Ibis 規則 24条 2 号の立法根拠を形成していると捉えるのが適切であろう。

少し考えてみれば、第一や第四の見解はその他の見解と排他的な性格を有するものではないことが分かる。第一の見解は特定の紛争類型と特定の構成国との間に事項上の密接関連性が存在することを重視するが、それは主権的要素を考慮したうえで不動産所在地国や登記・登録地国等に排他的な形で管轄権を認めることと何ら相反するものではない。むしろ、ある事項が特定の構成国との間に密接な関連を有することは、当該構成国の管轄権に専属性を付与するための必要条件であるに過ぎず<sup>43</sup>、特定の構成国の管轄権に専属性が認められるためには、追加的にそれ以外の要素（例えば、主権的要素の考慮）の存在を要すると考えるのが自然であろう<sup>44</sup>。加えて、専属管轄を法定することにより、各事案について管轄所在地国が一意に特定されるとの帰結に至る<sup>45</sup>ことから、如何なる実質的な考慮の下で如何なる基準により専属管轄事項を規定しようとも、第四の見解が示唆するとおり、同一事項について複数の構成国の判

---

[M. Lehmann].

<sup>41</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 39 [Luís de Lima Pinheiro].

<sup>42</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 44 [Luís de Lima Pinheiro].

<sup>43</sup> 例えば、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟であって、原告、被告ともに S 国籍者、原告住所地、不法行為地ともに S 国という事案を想定してもらいたい。本事案と S 国との間に圧倒的に密接な関連が存在することを肯定するのは容易であろうが、だからといって、本事案では S 国に法定専属管轄が認められるわけではない。こうしたことを踏まえると、密接関連性は法定専属管轄を肯定するための必要条件ではあるが、十分条件でないことは明らかである。

<sup>44</sup> D. P. F. Arroyo, a.a.O. (Fn. 33), 171f.

<sup>45</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 31. Para. 1 [R. Fentiman].

決が競合するという事態は、原則として回避されることになるだろう。

また、第二と第三の見解が言わんとする内容がそれ程大きく乖離しているとも思えない。ブリュッセル Ibis 規則24条は、特別な複雑性と困難性を有する事項を取扱い、当該事項に関する連結点を定めて特定の構成国に専属管轄を認める趣旨であると考えられるが、準拠法に関する連結点が国際裁判管轄に関する連結点と一致することによって、両者が同期 (Gleichlauf) するという結果がもたらされるはずである<sup>46</sup>。例えば、不動産の物権を巡る問題については、ブリュッセル Ibis 規則24条1号に基づき、その不動産の所在地国に法定専属管轄が認められ、多くの場合には、不動産の所在地国がその国際私法を通じて自身を準拠法所属国に指定する<sup>47</sup>が如くである。それは国際法で言うところの国内留保事項 (domaine réservé) を意味するわけではない<sup>48</sup>が、他方で、ブリュッセル Ibis 規則24条が法定専属管轄を規定するに当たり、構成国の主権的関心に何らかの配慮を行っているのも事実であろう<sup>49</sup>。例えば、同条1号では不動産所在地国、同条3号および4号では登記・登録地国が法定専属管轄を有することになるが、不動産を巡る物的権利関係や登記・登録の有効性といった問題はこれらの国にとって重要な公的関心事項である。各国が公益性の視点から強い関心を有する事項については、仮令それが私人間の紛争という形態であったとしても、事項そのものの公益的な性格を踏まえて、各国の公的利害を保障する形で、国家間で適正に専属管轄を配分することが求められるということではないであろうか。さらに、不動産に関する物権や登記・登録の有効性を巡る紛争では通常、

---

<sup>46</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 3 [Luís de Lima Pinheiro].

<sup>47</sup> 欧州大陸法諸国の多くでは、不動産に関する物権準拠法の連結点を目的物である当該不動産の所在地に指定している。例えば、ドイツ民法施行法 (EGBGB) 43条を参照。

<sup>48</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 3 [P. Mankowski]; M. Lehmann, a.a.O. (Fn. 34), 515. なお、domaine réservé については、R. Wolfrun (ed.), The Max Planck Encyclopedia of Public International Law, Vol. III (Oxford Univ. Pr., 2012), 206ff. [K. S. Ziegler] を参照。

<sup>49</sup> H. Schack, a.a.O. (Fn. 14), Rdn. 352.

不動産所在地国や登記・登録地国が法廷地になると同時に、その国際私法を通じて、自国を準拠法所属国として指定するのが通常である<sup>50</sup>。不動産に関する物権や公簿への登記・登録を巡って各国は強行法規による厳格な規律を設けているが、不動産所在地国や登記・登録地国が法廷地となり、かつ同時に準拠法所属国を兼ねることで、これらの国が、強行法規により構築された自国の実体法体系を確実に適用することが可能になるだろう。また、仮にこれらの国が準拠法所属国にならない場合であっても、法廷地として自国の国際的強行法規を適用することは可能である<sup>51</sup>。即ち、以上のことを踏まえると、①ブリュッセル Ibis 規則24条に規定する事項はいずれも各構成国にとって主権的要素を含む公益性の高いものであるが、不動産所在地国や登記・登録地国等に該当する構成国に法定専属管轄を認めることで、当該構成国は自国の不動産や公簿への登記・登録等に関する法的紛争を排他的に判断する権能を有すること、②ブリュッセル Ibis 規則24条が規定する事項については、いずれの構成国も強行法規により厳格な規律を設けているが、①により法定専属管轄を認められた不動産所在地国や登記・登録地国等はその国際私法を通じて自国を準拠法所属国に指定するのが通常であるから、強行法規により構築された自国の実体法的規律を自らの手で適用することが可能になること、③仮に自国が準拠法所属国にならない場合であっても、不動産所在地国や登記・登録地国等は法廷地として自身の国際的強行法規を属地的に適用することで、ブリュッセル Ibis 規則24条が規定する事項に関して自国の公的利益の維持・実現を図ることが可能であること、という3点に纏めることが出来る。こうした結論は、第二と第三の見解を支える問題意識が実際のところでは、かなりの程度相互に重なり合ってい

<sup>50</sup> 飽くまで一般論であるが、不動産を巡る物権関係はその所在地法に拠るとし、特許権等の登録の成立および有効性は保護国法（登録地法）に拠るとする準拠法決定ルールを採る国が多い。

<sup>51</sup> 横溝大教授は、法定専属管轄の立法根拠が特定の事項に関する国家の強い関心にあることを認めつつも、その現代的意義を、公序あるいは自国の強行法規の適用一般に求めるのではなく、これをより厳密に捉え、自国の国際的強行法規の適用確保を求める（横溝大「国際専属管轄」名古屋大学法政論集245号130-132頁（2012年））。

ることを示唆していると思われる。

もっとも、このことは第二の見解と第三の見解を完全に同一視する趣旨ではない。例えばブリュッセル Ibis 規則24条 1 号は、不動産の物的権利関係に関する訴訟と並んで、不動産賃貸借（不動産賃借権）に関する訴訟も法定専属管轄の対象に含めているが、不動産賃貸借について法定専属管轄の対象になると考えられているのは、賃貸借に伴う物的権利関係はもとより、賃貸借契約の存否およびその解釈、賃借人による損害賠償請求、賃料支払債務を巡る紛争等不動産賃貸借を巡る法的紛争全般である<sup>52</sup>。当事者が賃貸借不動産に関する物的権利関係を争っている場合は兎も角、賃貸借契約の存否や契約内容の解釈を巡り争う場合や契約債務の不履行を理由として損害賠償を請求する場合を想起すれば、こうした訴訟を各構成国の主権的関心と直接的に結び付けて考えるのは困難であろう。実際に欧州連合でも、ブリュッセル Ibis 規則24条 1 号に不動産賃貸借を盛り込んだ理由として、「不動産賃貸借に適用される実体法規定は不動産に関する実体法規定との間で密接な関連・連携を有しており、かつそうした実体法規定の中には、賃借人を保護するために設けられた強行規定が含まれること」を掲げる見解が支配的である<sup>53 54</sup>。こう

---

<sup>52</sup> Erich Rösler v. Horst Rottwinkel, Case C-241/83 [1985] ECR 99, 127f [Para. 26ff], P. F. Schlosser, EU-Zivilprozessrecht, 3. Aufl. (C. H. Beck, 2009), EuGVVO Art. 22 Rdn. 7 und 12; T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 42ff. [P. Mankowski]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 31 [Luís de Lima Pinheiro].

<sup>53</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 28 [Luís de Lima Pinheiro]; T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 26 [P. Mankowski]; P. Jenard, aa.O. (Fn. 39), 153; P. Schlosser/B. Hess, aa.O. (Fn. 11), EuGVVO Art. 24 Rdn. 1a [Schlosser]; Elisabeth Hacker v. Euro-Relais GmbH, Case 280/90 [1992] ECR I-1111, 1136 [Para. 29].

<sup>54</sup> 不動産賃貸借に関する訴訟を法定専属管轄の対象とした根拠として、この他にも、不動産所在地国との密接関連性の存在を示唆するものがある（例えば、Dansommer A/S v. Andreas Götz, Case C-8/98 [2000] ECR I-393, 412 [Para. 27]; Brigitte and Marcus Klein v. Rhodos Management Ltd., Case C-73/04 [2005] ECR I- 8667, 8686 [Para.16]）。不動産賃貸借に関する紛争全般を法定専属管轄の対象とする立法根拠についても、その他の法定専属管轄事項と同じく、様々

した立法理由が果たして説得的と評価し得るかは措くとしても<sup>55</sup>、少なくとも、欧州連合では、不動産賃貸借に関する紛争全般を法定専属管轄事項とした主たる目的は、各構成国の主権的関心への配慮ではなく、各構成国が自国の強行法規を確実に適用し自国が掲げる公的政策 (public policy) を貫徹し得るための環境を整えることに求められる。不動産賃貸借に関する法的紛争に限れば、第二の見解ではなく第三の見解に主たる正当化根拠を求めるのが妥当であろう。

なお、既に示唆したことではあるが、国家主権に関する考慮 (第二の見解) とか、自国の強行法規の適用を通じた公的政策の貫徹 (第三の見解) と言ったところで、特定の事項と国家との関係性が何時、如何なる理由により専属的な性格を帯びるのかを完全に説明することは困難である<sup>56</sup>。例えば、不動産の物権に関する事項は国家の主権的関心事項であると説明し、その法定専属管轄を肯定したところで、なぜ不動産の物権に関する事項が不動産所在地国の法定専属管轄を根拠付ける程に当該国家との関連性が強いと評価できるのかについて、明確な基準を示したうえで合理的な説明を付すことは、正直難しいであろう。法定専属管轄の正当化根拠としてここで掲げた要素が、多分に感覚的なものであることは否めない。その限りで、法定専属管轄に関する議論は、現在に至るまで、当該管轄を根拠付けることのできる国家的利害や公的政策の輪郭を

---

な理由付けが複合して形成されていると捉えることができるだろう。

<sup>55</sup> 不動産賃貸借に関する紛争全般を法定専属管轄とする根拠を「弱者保護のために不動産所在地国の強行法規を確実に適用すること」に求める議論については、説得性に欠けるとの批判がある (例えば、A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.25 [M. Lehmann])。保険契約事件 (ブリュッセル Ibis 規則10条以下)、消費者契約事件 (同規則17条以下)、個別労働契約事件 (同規則20条以下) については、法定専属管轄の対象とはせず、それとは別に弱者保護のための特別の管轄規定を設けているが、不動産賃貸借についても同様に特別の管轄規定を設けることで、弱者保護を目的とする不動産所在地国の強行法規を適用するという要請を満たすことは十分に可能であるというのが、その批判的見解の骨子である。私もこの批判的見解の主張内容は正当であり、不動産賃貸借に関する紛争全般を法定専属管轄の対象とする説得的な理由に乏しいと考える。

<sup>56</sup> D. P. F. Arroyo, a.a.O. (Fn. 33), 169, 172.

明快に提示できずにいるわけで、そこには十分に合理的な説明を加えることが出来ない、一種の曖昧さが残ることを認めざるを得ない<sup>57</sup>。

最後に、ブリュッセル Ibis 規則24条が構成国各国の主権への配慮の上に成り立っているとする説明に対しては、既述（2.（1））のとおり、「欧州連合自体が、自由、公正を旗印に一つの法域を構築するという理念に基づく野心的かつ壮大な実験であるが、ブリュッセル Ibis 規則24条が規定する法定専属管轄の正当化根拠として構成国の主権への配慮を持ち出すとすれば、それはこうした欧州連合の設立理念と抵触するのではないか」といった批判が寄せられることがある<sup>58</sup>。しかしながら、欧州連合は主として経済領域における地域統合であり、超国家的組織としての性格を有しているものの、現状では、構成国の国家主権を完全に統合し、欧州全域をカバーする連合国家を創設しているとは言い難い<sup>59</sup>。つまりは、欧州連合の現状は、引続き各構成国に主権が残置されたままに、経済的な市場領域を中心に地域統合が進展している状態であり、その限りで、依然として各構成国の主権に考慮を払うことが要求されると考えるべきであろう。このように欧州連合の現状を位置付けるとすれば、法定専属管轄の正当化根拠として構成国の主権への配慮を持ち出したとしても、そのこと自体が直ちに、欧州連合の設立理念に背反するとまでは言えないと考えられる。

---

<sup>57</sup> むしろ法定専属管轄の根拠を国家的利害等に求めるのではなく、「伝統 (tradition)」に求める方が、現実の説明としては妥当である、とする見解も示されている程である (D. P. F. Arroyo, aa.O. (Fn. 33), 172)。確かに、不動産に関する事案であれば、経済的重要性や内国関連性に関するその他要素の如何に拘らず、不動産所在地国の専属管轄とする一方で、不動産に関連しない事案であれば、如何に請求額等が大きく経済的重要性の高い事案であったとしても、複数国による管轄の競合を認め、あるいは当事者の合意に委ねることを許容するというのは、均衡を失しているとの印象を拭えない。両者の不均衡を合理的に説明するためには、法定専属管轄の根拠となる国家的利害を明確に提示することが求められるだろうが、本文で記載したとおり、この作業は実際的に相当の困難を伴うものであると言わざるを得ない。

<sup>58</sup> A. Dickinson/E. Lein (ed.), aa.O. (Fn. 8), § 8.11 [M. Lehmann].

<sup>59</sup> 中西優美子『EU 法』（新世社、2012年）18-21頁。

### 3. 非構成国に対する反射的效果

#### (1) 問題の所在

既述(1.(2)(イ))のとおり、ブリュッセル Ibis 規則6条1項では、「被告の住所が構成国の領域内に所在しない場合において、各構成国の裁判管轄権は、本規則18条1項、21条2項、24条および25条に該当するときに除き、当該構成国の法に基づいて定める」旨を規定する。従って、同規則24条に基づいて構成国のいずれにも法定専属管轄が認められず(即ち、同条に規定する法定専属管轄の連結点が非構成国に所在する)、かつ被告の住所がいずれの構成国の領域内にも所在しない場合には、各構成国の国際裁判管轄は、その国の国内法(国際民事訴訟法)に基づいて決せられることになる<sup>60</sup>。

他方で、ブリュッセル Ibis 規則24条に規定する法定専属管轄の連結点が非構成国に所在する一方で、被告の住所が一の構成国の領域内に所在する場合はどうか(なお、被告の住所が構成国に所在する場合のみならず、その他の管轄事項に関する連結点が構成国に所在する場合にも、同様の問題が生じる。もっとも、以下では、記述が複雑なるのを回避するために、主として前者の場合を念頭に置いて検討を進める)。この点についてはまず、同規則24条はその連結点が構成国に所在する場合にのみ適用されるものであって、連結点が非構成国に所在する場合には適用されない、と一般に考えられている<sup>61</sup>。問題は、同規則24条が非構成国に直接適用されないにしても、非構成国に対して反射的效果(Reflexwirkung, effet réflexe)を及ぼすと考えるか否かという点にある。ブリュッセル Ibis 規則はこの点について何らの規定も行っておらず解釈論に委ねられるが、従前よりこの点を巡り見解が対立してきた。

<sup>60</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 9 [Luis de Lima Pinheiro].

<sup>61</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski]; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 22 Rdn. 7; R. Geimer/R. A. Schütze, Europäisches Zivilverfahrensrecht, 3. Aufl. (C. H. Beck, 2010), A. 1 [EuGVVO] Art. 22 Rdn. 12 [Geimer]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, a.a.O. (Fn. 8), Art. 24 Rdn. 10 [Paulus].

以下では、この問題について、欧州における裁判実務・学説の状況を整理し、若干の考察を加えることとする。

## (2) 非構成国に対する反射的效果を否定する見解

ブリュッセル条約（ルガノ条約）に関する報告者は、同条約16条（ブリュッセル Ibis 規則24条に相当）に規定する法定専属管轄について、同条に規定する法定専属管轄の連結点が非締約国に所在する一方で、被告の住所が一の締約国の領域内に所在する場合には、同条約2条1項（ブリュッセル Ibis 規則4条1項に相当）が適用され、当該締約国に国際裁判管轄が認められる旨の主張を展開していた<sup>62</sup>。現行のブリュッセル Ibis 規則の下でも、この立場を堅持すべきとする見解が有力に提唱されている<sup>63</sup>。

こうした見解が根拠とするところは概ね、次のとおりである。

- ① 欧州司法裁判所は、ブリュッセル Ibis 規則体系において、同規則24条が一般的な管轄規定のむしろ例外を構成するものであるから、同条の目的を超える形で広く解釈されるべきではないとの立場を繰返し

---

<sup>62</sup> P. Jenard/ G. Möller, Report on the Convention on Jurisdiction and the Enforcement on Judgements in Civil and Commercial Matters done at Lugano on 16 September 1988, OJ 1990 C 189/57, Para. 54; A. Cruz/D. Real/ P. Jenard, Report on the accession of the Kingdom of Spain and the Portuguese Republic to the 1968 Convention on Jurisdiction and the Enforcement on Judgements in Civil and Commercial Matters, OJ 1990 C 189/35, Para. 25; F. Pocar, Report on the Convention on Jurisdiction and the Enforcement on Judgements in Civil and Commercial Matters done at Lugano on 30 October 2007, OJ 2009 C 319/1, Para. 93.

<sup>63</sup> A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.04 [M. Lehmann]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, a.a.O. (Fn. 8), Art. 24 Rdn. 10 [Paulus]; R. Geimer/R. A. Schütze, a.a.O. (Fn. 61), A.1 [EuGVVO] Art. 22 Rdn. 13 [Geimer]; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 6ff. [P. Mankowski]; M. Teixeira de Sousa, Der Anwendungsbereich von Art. 22 Nr. 1 S. 2 EuGVVO, IPRax 2003, 320, 322f; T. Kruger, Civil Jurisdiction Rules of the EU and their Impact on Third States (Oxford Univ. Pr., 2008), § 5.26; T. Hartley, Civil Jurisdiction and Judgments in Europe (Oxford Univ. Pr., 2017), § 12.10.

表明してきた<sup>64</sup>。従って、同条の反射的效果を否定する見解を採用するのが、こうした欧州司法裁判所の立場と整合的である<sup>65</sup>。

- ② ブリュッセル Ibis 規則は構成国間の取決めであり、非構成国との間で裁判管轄権を配分する機能を有していない。従って、同規則は、非構成国の管轄権を積極的に基礎付ける権能も、また非構成国にこれを強いる権能も有していない<sup>66</sup>。
- ③ ブリュッセル Ibis 規則は、非構成国との関係で、いずれの構成国にも裁判管轄権が帰属しないことを宣言するといった制限機能 (Derogationskonponent) を有していない<sup>67</sup>。そうでないと、構成国、非構成国を問わず、いずれの国にも管轄権の帰属が一切認められないという「管轄権の消極的抵触 (negativer Kompetenzkonflikt)」が生じる恐れがある<sup>68</sup>。
- ④ ブリュッセル Ibis 規則24条について非構成国に対する反射的效果を認めてしまうと、同規則のその他の管轄規定に基づきある構成国に裁判管轄権が認められる場合であっても、同規則24条が指し示す非構成国の専属管轄権が肯定される。その結果、当該構成国の管轄権が否定されることから、原告の裁判を受ける権利保障 (Gerichtsstandsgarantie für den Kläger) に支障が生じる<sup>69</sup>。

<sup>64</sup> Land Oberösterreich v. ČEZ a.s., Case, C-343/04 [2006] ECR I-4557, Para. 24; Virpi Komu, Hanna Ruotsalainen, Ritva Komu v. Pekka Komu, Jelena Komu, Case C-605/14, ECLI:EU:C:2015:833, Para. 24.

<sup>65</sup> D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, aa.O. (Fn. 8), Art. 24 Rdn. 10 [Paulus].

<sup>66</sup> C. Wenner, Grundstückseigentum im Ausland - Gerichtsstand im Inland?: Ein Beitrag zu § 24 ZPO und Art. 22 Nr. 1 EuGVO, im K. Brügmann/P. M. Oppler/C. Wenner (Hrsg.), Festschrift für Walter Jagenburg zum 65. Geburtstag (C. H. Beck, 2002), 1013, 1022f.

<sup>67</sup> OGH v. 16.12.2013, Zeitschrift für Familien- und Erbrecht 2014, 142, 143.

<sup>68</sup> 不動産の帰属を巡る紛争を例に採れば、非構成国の不動産に関する紛争であって、かつその非構成国では、不動産が自国の領域内に所在していることを根拠として自国に専属管轄が帰属する旨を法定していない場合を想定してもらいたい (C. Wenner, aa.O. (Fn. 66), 1025).

<sup>69</sup> T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski].

- ⑤ ブリュッセル Ibis 規則24条の類推適用を主張する見解もある<sup>70</sup>。しかしながら、一般に類推適用が認められるためには、意図せざる規定の欠缺 (Planwidrige Regelungslücke) が存在することを要するが、ブリュッセル Ibis 規則にはこうした意図せざる規定の欠缺が存在しておらず、同規則24条の類推適用は認められない<sup>71</sup>。

### (3) 非構成国に対する反射的效果を肯定する見解

他方で、ブリュッセル Ibis 規則24条に規定する法定専属管轄の連結点が非構成国に所在する場合には、仮令被告の住所が一の構成国に所在するときであっても、同条の規定の精神に鑑みて、その構成国は自国の管轄を否定し、当該非構成国の管轄を尊重すべきとする見解も提唱されている<sup>72</sup>。基本的には、特段の条件を付すことなく反射的效果を肯定する立場もあるが、⑦非構成国がブリュッセル Ibis 規則24条と同様の法定専属管轄規定を有し、その規定に則り実際に専属管轄を有すること、④法定専属管轄に基づく非構成国の判決を、被告住所地国である構成国が承認・執行し得ること、⑤これにより有効な法的保護の提供が可能になること等の条件を追加的に付したうえで、この結論を肯定するものが多い<sup>73</sup>。

<sup>70</sup> M. Slonina, Ordinationsantrag für Bestandstreitigkeiten betreffend ein in Liechtenstein gelegenes Mietobjekt, Wohnrechtliche Blätter, Vol. 27 Issue 2, 60, 61f.

<sup>71</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski].

<sup>72</sup> G. A. L. Droz, Compétence judiciaire et effets des jugements dans le Marché Commun (Dalloz, 1972), 14f.; La Convention de Bruxelles du 27 Septembre 1968 : P. Gothot/D. Holleaux, compétence judiciaire et effets des jugements dans la CEE (Jupiter, 1985), 84; D. P. F. Arroyo, a.a.O. (Fn. 33), 178 and 186; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 22 Rdn. 7; H. Schack, a.a.O. (Fn. 14), Rdn. 359; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 10 [Luís de Lima Pinheiro]; Münchener Kommentar ZPO, Band 3, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2013), EuGVO Art. 22 Rdn. 6 [P. Gottwald]; P. Stone, Stone on Private International Law in the European Union, 4th. ed. (Elger European Law and Practice, 2018), § 7.02.

<sup>73</sup> もっとも、これら3つの追加的条件のうちいずれを付すかは、個々の

反射的效果を肯定する見解が根拠とするところは概ね、次のとおりである。

- ⑥ 構成国が一定の範囲で法定専属管轄を主張する以上は、非構成国をはじめその他の国に対しても同様に、同一の範囲で法定専属管轄を認めるべきである<sup>74</sup>。即ち、構成国が、被告住所地国の存在を顧慮することなく、ブリュッセル Ibis 規則24条に規定する連結点が自国領域内に所在することに基づいて専属管轄を主張する以上は、非構成国が同様の根拠に基づいて法定専属管轄を主張することを認めるべきである。
- ⑦ 非構成国に対する反射的效果を否定すれば、同一の事案について構成国と非構成国がともに管轄を主張し複数国での訴訟が競合する事態が生じるのに対して、非構成国に対する反射的效果を肯定すれば、世界規模で管轄を配分することが可能になる<sup>75</sup>。

---

論者によって異なる。例えば、前2者(⑦と④)を条件として付すのは、H. Schack, aa.O. (Fn. 14), Rdn. 359 および H. Linke/W. Hau, Internationales Zivilverfahrensrecht, 7. Aufl. (Dr. Otto Schmidt, 2018), Rdn. 5.53であり、⑦～⑨の総てを条件として付すのは、J. Kropholler/J. von Hein, aa.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 22 Rdn. 7である。特に⑦の条件を詳述するものとして、E. Jayme, Das Europäische Gerichtsstands- und Vollstreckungsübereinkommen und die Drittländer – das Beispiel Österreich, im F. Schwind (Hrsg.), Europarecht, Internationales Privatrecht, rechtsvergleichung (Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 1988), 97, 108ff および D. Coester-Waltjen, Die Bedeutung des EuGVÜ und des Luganer Abkommens für Drittstaaten, im Festschrift für Hideo NAKUMURA zum 70. Geburtstag am 2. März 1996 (Seibundo, 1996), 89, 105がある。他方で、⑨の条件を詳述するのは、B. Hess, Europäisches Zivilprozessrecht (C. F. Müller, 2010), § 5 Rdn. 14である。なお、④の条件については、OGH v. 25. 4.2001, ZfRV 2002, 115を参照。

<sup>74</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 10 [Luís de Lima Pinheiro]; D. P. F. Arroyo, aa.O. (Fn. 33), 178.

<sup>75</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 10 [Luís de Lima Pinheiro]; Münchener Kommentar ZPO, aa.O. (Fn. 72), EuGVO Art. 22 Rdn. 6 [P. Gottwald].

#### (4) 小括

これまで概観してきたように、ブリュッセル Ibis 規則24条を巡っては、非構成国に対する反射的效果を肯定する見解と否定する見解が対立しているが、この論争は未だ決着をみていない。

反射的效果を肯定する見解の中には、非構成国がその国の法に基づき専属管轄を有することを構成国に確認させることにより、構成国でも非構成国でもともに管轄権が否定されるという「管轄権の消極的抵触 (negativer Kompetenzkonflikt)」が生じるリスクを回避することを試みるものがある(3. (3) ⑦)<sup>76</sup>。しかしながら、反射的效果を否定する見解からは、「これでは、構成国が非構成国の法を参照し当該非構成国に専属管轄が帰属するか否かを確認することを要し、構成国に多大な負担を課すことになる」との批判が寄せられている<sup>77</sup>。また反射的效果を肯定する見解の中には、法定専属管轄に基づき非構成国が下した判決を被告の住所が所在する構成国が承認・執行し得ることを要件とするものもある(3. (3) ①)が、仮にこの要件を拡張し、「被告の住所が所在する構成国に止まらず、任意の構成国においても当該非構成国の判決を承認・執行し得ること」といった要件を課すとすれば、訴訟が提起された構成国においては、自国の管轄を肯定するに当たってさらに多大な労力を要する、といった問題が生じることになる<sup>78</sup>。要するに、反射的效果を肯定する見解に対する批判のポイントは、構成国が自国の管轄の有無を判断するに当たって、幾つかの要件の充足・不充足を追加的に確認する必要があり、管轄判断に多大なコストを要するという点に求められる、ということである。

他方で、反射的效果を否定する見解に問題はないのであろうか。第一に、被告の住所等が所在する構成国と、その国の法によれば法定専属管轄が認められる非構成国との間で、積極的な訴訟競合が生じるリスクが

---

<sup>76</sup> J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 22 Rdn. 7; E. Jayme, a.a.O. (Fn. 73), 108f; D. Coester-Waltjen, a.a.O. (Fn. 73), 105.

<sup>77</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski].

<sup>78</sup> R. Geimer/R. A. Schütze, a.a.O. (Fn. 61), A. 1 [EuGVVO] Art. 22 Rdn. 14 [Geimer].

指摘されている<sup>79</sup>。確かに欧州連合構成国が、非構成国の法定専属管轄の如何に拘らず、ブリュッセル Ibis 規則 4 条以下の一般的な管轄規定を一方的に適用するとすれば、同一事案について構成国と非構成国の間で訴訟が競合する事態が生じ得ることは容易に想像できるだろう。第二に、反射的效果を否定するということは、欧州連合域内に法定専属管轄の連結点が所在するときにはブリュッセル Ibis 規則 24 条を適用して構成国に管轄権を認める一方で、かかる連結点が欧州連合域外に所在するときには同規則のその他の条項を適用して構成国の管轄権を肯定するということを意味する。このことは即ち、欧州連合構成国に認められるのと同等に法定専属管轄を行使する権限を非構成国には認めないことを意味するが、果たしてそうしたダブル・スタンダードが一般に許容されるかを疑問視する声も根強い<sup>80</sup>。こうした指摘は、ブリュッセル Ibis 規則 24 条の定める連結点が非構成国に所在するのであれば、構成国に対して、その事案について管轄権行使を制限するためのルールを課すべきとの価値判断に基づくものであるが、こうした価値判断は従前より繰返し主張されてきた<sup>81</sup>。第三には、とりわけ非構成国に所在する不動産に対して構成国が管轄権を行使することになれば、当該非構成国の主権感情を侵害するほか、そもそも非構成国においてその判決の承認・執行が認められないことから、判決の実効性に疑問を呈する指摘もなされている<sup>82</sup>。これらを総合すると、反射的效果を否定する見解に対する批判のポイントは、反射的效果を否定すれば、非構成国との間で管轄権の協調的配分が達成できず、その結果として、構成国による判決の実効性確保にも支障が生じる、という点に求められる。

そのうえで、現在に至るまで、ブリュッセル Ibis 規則 24 条を巡っては、非構成国に対する反射的效果を否定する見解が有力に提唱されている

<sup>79</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 10 [Luís de Lima Pinheiro].

<sup>80</sup> D. P. F. Arroyo, a.a.O. (Fn. 33), 178.

<sup>81</sup> A. Briggs/P. Rees (ed.), *Civil Jurisdiction and Judgments*, 3rd ed. (LLP, 2002), 74f; P. Kaye, *The EEC Judgments Convention and the Outer World: Goodbye to Forum Non Conveniens?*, *Journal of Business Law* 1992, 47.

<sup>82</sup> H. Schack, a.a.O. (Fn. 14), Rdn. 352.

が、このことは、欧州連合における地域統合の論理が必ずしも世界規模における統合の論理と同一のものではないことを如実に反映していると思われる<sup>83</sup>。ブリュッセル Ibis 規則27条では「構成国の裁判所は、他の構成国の裁判所が本規則24条に基づいて専属管轄を有する事案について訴訟提起を受けたときには、職権により管轄の不存在を宣言しなければならない」と規定する。専属管轄が非構成国に帰属する場合にはこの規定の精神とは別異に解し、ブリュッセル Ibis 規則のその他の条項を用いて構成国に管轄権が帰属することを認めるとすれば、それは世界規模における管轄権の協調的配分ではなく、飽くまでも欧州連合構成国による管轄権の行使を目指していることになる。ブリュッセル Ibis 規則27条が存在することで構成国間に限っては協調が図られるものの、非構成国との関係では「裁判権の行使は主権行使の一態様であるから、各国が独自に判断すべき」とする伝統的な考え方に立脚するものでしかなく、結果として、ブリュッセル Ibis 規則24条に照らせば法定専属管轄が非構成国に認められる場合であったとしても、構成国が同規則の一般的な管轄規定を適用し自国の管轄権を行使することを肯定するのである。

ブリュッセル Ibis 規則24条は、「ある構成国が法定専属管轄を有する場合には、その他の構成国は同一事案につき管轄権を取得し得ない」という意味で、構成国間では直接管轄の配分ルールとして機能するし、「ある構成国が法定専属管轄を有する事案について他の構成国が判決を下した場合には、当該判決の内国効力を承認し得ない」という意味で、構成国間における間接管轄ルールとしても機能する（間接管轄ルールの詳細は、1.（2）（二）を参照）。他方で、法定専属管轄の反射的效果を否定する見解に立脚すれば、ブリュッセル Ibis 規則24条の連結点が非構成国に所在する場合、構成国と非構成国との関係において同条の規定内容

<sup>83</sup> D. P. F. Arroyo, aa.O. (Fn. 33), 186. もっとも、反射的效果を肯定する見解は、ブリュッセル Ibis 規則24条に照らして非構成国に法定専属管轄が帰属すると評価される場合には、構成国による管轄権行使を抑制すべきである、と主張する。しかしながら、非構成国の法定専属管轄は元来、当該非構成国の国内法（国際民事訴訟法）に基づいて判断されるべきであり、反射的效果を肯定する見解が果たして、非構成国の法定専属管轄を真の意味で尊重していると評価し得るかは、大いに疑問である。

は一切考慮されない。このうち間接管轄については、さほど大きな問題は生じないと考えられている。即ち、ブリュッセル Ibis 規則24条は構成国の法定専属管轄を根拠付けるものの、非構成国の法定専属管轄を根拠付けるものではないと位置付けられる以上、「同条に照らして非構成国に法定専属管轄が認められる事案について一の構成国が判決を下した場合であっても、他の構成国がそのことを理由として当該判決の承認・執行を拒絶することは許されない」とする基本的な視点に立脚して、間接管轄の問題が肅々と処理されるのみである<sup>84</sup>。これに対して、非構成国との関係において、ブリュッセル Ibis 規則24条が直接管轄の配分ルールとして機能しないことの方が、影響は重大であると認識されているようである<sup>85</sup>。即ち、法定専属管轄の反射的效果を否定する以上、同条に照らせば非構成国に法定専属管轄が認められる事案について、構成国が管轄権を行使し判決を下すことに何らの問題はないが、これとは別個に非構成国も自国の法定専属管轄規定に基づいて管轄権を行使することが想定され得る。この場合には、止むを得ないことではあるが、構成国と非構成国の間で管轄権の行使が競合するとの帰結に至るであろう。

<sup>84</sup> R. Geimer/R. A. Schütze, aa.O. (Fn. 61), A. 1 [EuGVVO] Art. 35 Rdn. 60 und 63ff. [Geimer]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 45. Para. 106 [Mankowski]; T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 45 Rdn. 78 [S. Leible]; J. Kropholler/J. von Hein, aa.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 35 Rdn. 12. また、ブリュッセル Ibis 規則24条に基づいて構成国の法定専属管轄が肯定される事案について非構成国が判決を下したとしても、当該非構成国の判決が構成国において承認・執行される余地はないとも考えられている (T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 45 Rdn. 78 [S. Leible]; J. Kropholler/J. von Hein, aa.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 35 Rdn. 12)。なお、ブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果を肯定する見解に立脚すれば、同条に照らして非構成国に法定専属管轄が帰属すると考えられる事案について構成国が判決を下した場合に、他の構成国が当該判決を承認し得ないとの結論に至る可能性が指摘されている。この結論に対しては、間接的にはあるが、非構成国の管轄権を構成国のそれに優先させているに等しく、ブリュッセル Ibis 規則の体系性、整合性を重視する支配的見解から厳しい批判が寄せられている (U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 45. Para. 106 [Mankowski])。

<sup>85</sup> D. P. F. Arroyo, aa.O. (Fn. 33), 172.

## 4. 法定専属管轄の制限的解釈論

### (1) 制限的解釈論を巡る議論

欧州司法裁判所は、現在に至るまで、法定専属管轄規定をその目的に照らして必要とされる範囲を超えて広く適用してはならないとし、当該規定を厳格かつ制限的に解釈すべきであるとする見解を繰返し提唱してきた<sup>86</sup>。その根拠は一貫して、「法定専属管轄は当事者から法廷地選択の自由を奪うものであり、時として当事者のいずれもが住所を有さない構成国の裁判所に当事者を引っ張り出すという結果をもたらす」ことに求められる。また、学説でもこうした裁判実務を支持する見解が支配的である<sup>87</sup>。これら学説における支配的見解では、「ブリュッセル Ibis 規則 4 条以下 = 一般原則、同規則 24 条 = 例外」とする基本的視座に基づき、裁判実務の立場を正当化する。こうした解釈姿勢からは大きく言えば、次の 2 つのより具体的な解釈指針が導出される。第一の指針は、ブリュッセル Ibis 規則 24 条に規定される法定専属管轄事項は限定列举であり、

---

<sup>86</sup> T. E. Sanders v. R. van der Putte, Case C-73/77 [1977] ECR 2383, 2390 [Para. 17-18]; Reichert v. Dresdner Bank Case C-261/90 [1992] ECR I-2149, 2182 [Para. 25]; Dansommer A/S v. Andreas Götz, Case C-8/98 [2000] ECR I-393, 411 [Para. 21]; Richard Gaillard v. Alaya Chekili, Case C-518/99 [2001] ECR I-2771, 2780 [Para. 14]; Land Oberösterreich v. ČEZ a.s., Case C-343/04 [2006] ECR I-4557, 4594 [Para. 26]; Nicole Hassett v. South Eastern Health Board and Cheryl Doherty v. North Western Health Board, Case C-372/07 [2008] ECR I-7403, Para. 19; Draka NK Cables v. Omnipol, Case C-167/08 [2009] ECR I-3477, Para. 20; German Graphics v. Alice van der Schee, Case C-292/08 [2009] ECR I-8421, Para. 27; Berliner Verkehrsbetriebe (BVG), Anstalt des öffentlichen Rechts v. JP Morgan Chase Bank NA, Frankfurt Branch, Case C-144/10 [2011] ECR I-3961, Para. 30; Virpi Komu, Hanna Ruotsalainen, Ritva Komu v. Pekka Komu, Jelena Komu, Case C-605/14 [2016] ECLI:EU:C:2015:833, Para. 24.

<sup>87</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 14 [Luís de Lima Pinheiro]; J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 22 Rdn. 9; A. Dickinson/E. Lein (ed.), a.a.O. (Fn. 8), § 8.15 [M. Lehmann]; A. Junker, a.a.O. (Fn. 14), § 14 Rdn. 5; R. Geimer/R. A. Schütze, a.a.O. (Fn. 61), A. 1 [EuGVVO] Art. 22 Rdn. 5f. [Geimer].

その類推適用を認めないとする点に求められる<sup>88</sup>。また第二の指針は、ブリュッセル Ibis 規則24条が同規則 4 条以下の一般的な管轄規定を排除することを正当化し得るのは、構成国の裁判所が同規則24条に掲げる事項を本案 (Hauptsache) として取扱う場合に限り得るとし、先決問題 (Vorfrage) としてこれら事項を取扱う場合は同規則24条の射程外とする点に求められる<sup>89</sup>。

他方において、こうした裁判実務および支配的学説に対しては、批判的な見解も提唱されている。その代表格が P. Mankowski 教授である。同教授はブリュッセル Ibis 規則24条の正当な目的を探索した結果として、裁判実務および支配的学説が支持する、制限的な解釈姿勢が必ずしも導き出せるわけではないと主張する。同教授は、自身の主張を裏付ける明確な事例として、ブリュッセル I 規則22条 4 号改正の契機となった Gesellschaft für Antriebstechnik mbH & Co. KG v. Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG 事件 (以下「GAT v. LuK 事件」という)<sup>90</sup> を引合いに出したうえで、欧州司法裁判所ととも、法定専属管轄の制限的解釈論で必ずしも一貫しているわけではなく、矛盾のない立場を貫徹しているとは言い難い、と指摘する<sup>91</sup>。

## (2) 欧州司法裁判所の判決と立法による対応

既述 (4. (1)) のとおり、法定専属管轄の制限的解釈論との関連において、GAT v. LuK 事件がしばしば取り挙げられることから、まずは同事件の概要について紹介する。また、GAT v. LuK 事件における欧州司法裁判所の判断を踏襲した後続事件 (Roche Nederland BV & Others v. Frederick Primus, Milton Goldenberg 事件) の概要も、併せて説明する。

<sup>88</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 13 [Luís de Lima Pinheiro].

<sup>89</sup> J. Adolphsen, Europäisches Zivilfahrensrecht, 2. Aufl. (Springer, 2015), 3. Kapitel Rdn. 187 (pp.123); Münchener Kommentar ZPO, a.a.O. (Fn. 72), EuGVO Art. 22 Rdn. 1 [P. Gottwald].

<sup>90</sup> Case C-4/03 [2006] ECR I-6523.

<sup>91</sup> T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 4 [P. Mankowski].

(イ) GAT v. LuK 事件

当事者はともにドイツの自動車技術企業であり、GAT (原告・控訴人) が自動車メーカーとの間でダンパー・スプリング (緩衝装置用のバネ) の供給契約を締結しようと売込みをかけたところ、LuK (被告・被控訴人) が、GAT によるかかる販売攻勢は自身に帰属するフランス特許権を侵害するものであると主張した。そこで、GAT はデュッセルドルフ地裁に特許権侵害不存在確認訴訟を提起し、その審理において LuK の特許権が無効 (void) であるか、または有効でない (invalid) ことを主張した。同地裁は、フランス特許権の無効云々に関する主張も含めて、本訴訟全般について国際裁判管轄を有するとしたうえで、結論として GAT の主張内容を認めなかった。控訴審であるデュッセルドルフ高裁は審理を停止し、「国際的な法定専属管轄を規定するブリュッセル条約16条4号は、本案において特許権が有効でないことの確認を求める場合にのみ適用されるのか、それとも、侵害請求訴訟における被告あるいは侵害不存在確認訴訟における原告が、特許権が無効であること、または有効でないことを主張する場合にも適用されるのか」という法的論点について、欧州司法裁判所の先決裁定手続 (preliminary ruling)<sup>92</sup>を求めたのが、本件事案である。

欧州司法裁判所は先決裁定手続において、本案において特許権が有効でないことの確認を求める場合のみならず、侵害訴訟において特許権の有効性に関する抗弁がなされる場合等についても、ブリュッセル条約16条4号の適用がある、と結論付けた。即ち、同裁判所は、ブリュッセル条約16条4号に規定する法定専属管轄の正当化事由として、①専属管轄を法定することにより確実に、事実関係、法的関係ともに具体的な事案と最も密接な関連を有する締約国に国際裁判管轄を帰属させること、②特許権の有効性に関する問題には各締約国の行政当局の関与が必須であることの2点を指摘し、法定専属管轄規定は排他性と強制性を備え、当該規定の適用は当事者および裁判所をともに強く拘束するものであると

---

<sup>92</sup> 欧州司法裁判所の先決裁定手続 (preliminary ruling) の概要については、中西・前掲注 (59) 239頁以下を参照。

判示する<sup>93</sup>。そのうえで、こうした法定専属管轄規定の性格に照らせば、次に掲げる3点を根拠として、訴訟の形式が如何なるものであろうとも、本案としてであろうが、先決問題としてであろうが、特許権の有効性に関する問題が提起される限りは、須く当該規定の適用があるというべきであると結論付ける<sup>94</sup>。

- ① 侵害訴訟を管轄する締約国の裁判所に、他の締約国の特許権の有効性に関する判断を委ねてしまうと、ブリュッセル16条4号が本来有する、法定専属管轄規定としての排他的・強制的な性格が損なわれること<sup>95</sup>。
- ② 原告が訴訟の形式を操作することで法定専属管轄の強制性を回避することが可能になるのであれば、法定専属管轄規定がもたらす予見可能性が容易に毀損されること<sup>96</sup>。
- ③ 特許権の登録地以外の締約国の裁判所に、間接的であれ、当該特許権の有効性を判断する権能を付与すれば、欧州連合の域内で、当該特許権の有効性を巡り内容を異にする複数の判決が競合する事態を招来しかねないこと<sup>97</sup>。

(ロ) Roche Nederland BV & Others v. Frederick Primus, Milton Goldenberg 事件<sup>98</sup>

Frederick Primus と Milton Goldenberg (原告・控訴人・被上告人。以下「Primus 等」という) は米国に居住し、欧州特許の権利者である。Primus 等はオランダの地裁に訴訟を提起し、Roche Nederland BV (オランダ企業) と Roche グループに属する8つの企業 (米国、オランダ以外の欧州各国の企業。これらはともに、被告・被控訴人・上告人である。以下「Roche 等」という) を相手取り、Roche 等が米国、欧州各国の免

<sup>93</sup> Case C-4/03 [2006] ECR I-6523, 6531 [Para. 21-23].

<sup>94</sup> Case C-4/03 [2006] ECR I-6523, 6531 [Para. 31].

<sup>95</sup> Case C-4/03 [2006] ECR I-6523, 6531 [Para. 26].

<sup>96</sup> Case C-4/03 [2006] ECR I-6523, 6531 [Para. 28].

<sup>97</sup> Case C-4/03 [2006] ECR I-6523, 6531 [Para. 29].

<sup>98</sup> Case C-539/03 [2006] ECR I-6535.

疫測定キットの市場において、Primus 等の特許権を侵害しているとして、その侵害行為の差止めを求めた。審理の過程で、Roche 等は Primus 等の特許権が有効でない旨の抗弁を行った。オランダの地裁は自身の国際裁判管轄を肯定したうえで、Primus 等の請求を棄却したが、高裁では第一審判決を破棄し、Roche 社等に対して特許権侵害行為の差止めを命じた。上告審である最高裁は審理を停止し、「欧州特許の権利者が Roche Nederland BV を相手取りオランダで侵害訴訟を提起した場合に、同国以外に本拠地を有する他の 8 つの被告企業について、ブリュッセル条約 6 条 1 号<sup>99</sup>の適用を認めるべきか」という論点について、欧州司法裁判所の先決裁定手続を求めたのが、本件事案である。

欧州司法裁判所はこの手続において、欧州特許の侵害訴訟についてブリュッセル条約 6 条 1 号の適用を否定したが、その論拠の補強材料の一つとして、「仮令特許権侵害訴訟を併合したとしても、結局のところ、その手続の部分的な断片化は避けられない。実際によく見受けられることだが、本案審理の過程で特許の有効性が間接的に争点として取り上げられることがある。本案としてであろうが、抗弁としてであろうが、これはブリュッセル条約 16 条 4 号に規定する法定専属管轄の問題であり、登録がなされた、あるいはなされるべきであった締約国の裁判所にその専属管轄が認められる（GAT v. LuK 事件、Para. 31）。欧州特許に関しては、ブリュッセル条約の付属文書 5d に基づき、当該特許の付与国の裁判所に法定専属管轄が帰属することが確認されている」（下線は執筆者による）<sup>100</sup>との判旨を展開して、ブリュッセル条約 16 条 4 号に関する GAT v. LuK 事件の判断を追認した。

#### （ハ）立法による対応

2007 年に、欧州共同体（欧州連合の前身）はリヒテンシュタインを除

<sup>99</sup> ブリュッセル条約 6 条 1 号は、被告が締約国の領域内に住所を有する者であって、そのほかに共同被告がいる場合には、これら共同被告が住所を有する他の締約国裁判所にも、当該被告に対する国際裁判管轄が認められる旨を規定する。現行のブリュッセル Ibis 規則では、8 条 1 号がこれに相当する。

<sup>100</sup> Case C-539/03 [2006] ECR I-6535, 6583 [Para. 40].

く EFTA 加盟国との間でルガノ条約<sup>101</sup>を改訂したが、同条約22条4号に GAT v. LuK 事件の判決内容をいち早く反映させる改正を施した。また、既述(1.(1))のとおり、2012年のブリュッセル Ibis 規則24条4号にも同様の改正内容が反映されており、迅速な形で、欧州司法裁判所の判断を立法化することとなった。

### (3) GAT v. LuK 事件の評価

GAT v. LuK 事件が取扱った論点について考えられる選択肢は、①特許権の有効性が本案で争われる場合に限り法定専属管轄規定を適用する見解(同規定を厳格に解する見解)、②特許権侵害訴訟にも法定専属管轄規定を適用する見解(同規定を広く解する見解)、③本案であろうが、先決問題であろうが、兎に角特許権の有効性が問題になる限りにおいて、法定専属管轄規定を適用する見解(①と②の中間的な見解)である<sup>102</sup>。欧州司法裁判所は、このうち③の中間的な見解を採用したと解されるが、この見解によれば、被告が原告の特許権の有効性に疑義を唱えるために抗弁を提出した場合等には、侵害訴訟の受訴裁判所は本案の審理を一旦停止し、特許権の有効性に関する問題に限り自身に管轄権が帰属しないことを宣言した<sup>103</sup>うえて、法定専属管轄を有する他の構成国(登録国)に特許権の有効性に関する問題を移送するか、あるいは被告が登録国の裁判所に原告の特許権の有効性を争うべく所要の申立てを行うための合理的な期間が経過するまでの間、侵害訴訟の本案審理を停止する、といった対応を取ることが想定される<sup>104</sup>。

<sup>101</sup> ルガノ条約はもともと、欧州共同体(欧州連合の前身)と当時の EFTA 加盟の6カ国1988年に成立していたが、2007年に欧州共同体とスイス、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの間で改訂がなされている。

<sup>102</sup> U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 67 [Luís de Lima Pinheiro].

<sup>103</sup> ブリュッセル Ibis 規則27条は「構成国の裁判所は、他の構成国の裁判所が本規則24条に基づいて専属管轄を有する事案について訴訟提起を受けたときには、職権により管轄の不存在を宣言しなければならない」旨を規定する。

<sup>104</sup> なお欧州司法裁判所は、GAT v. LuK 事件の判決の中で、侵害訴訟の受訴裁判所がこれらのうちいずれの対応を取るべきかに関して何ら見解を示して

学説では従前より上記①の見解が有力であった<sup>105</sup>ことから、この欧州司法裁判所の判決には総じて批判的である。学説による批判内容は様々であるが、その主要なものは概ね次のとおりである。

- ① GAT v. LuK 事件における欧州司法裁判所の判断に従うと、特許権侵害訴訟において特許権の有効性に関する抗弁が提出されれば、その限りで法定専属管轄の対象事項となる。これでは特許権者がその特許権の登録国以外の構成国で侵害訴訟を提起したとしても、上記のような抗弁が被告から提出されれば、当該侵害訴訟の審理が停止してしまい手続の遅延を招きかねない。その結果、特許権者からすれば、登録国以外の構成国に侵害訴訟を提起するインセンティブが大きく削がれることになる<sup>106</sup>。
- ② ①とも関連するが、特許権者が同一の発明につき複数国で特許権を登録している場合（典型的には欧州特許を取得している場合）を想定

---

はいないが、学説をみると、後者の対応、即ち、被告が登録国において原告の特許権の有効性を争うべく所要の申立てを行うための合理的な期間が経過するまでの間、侵害訴訟の本案審理を停止するとの対応を支持する見解が優勢である（U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 67 [Luis de Lima Pinheiro]; European Max Planck on Conflict of Laws in Intellectual Property, Conflict of Laws in Intellectual Property: The CLIPS Principles and Commentary (Oxford Univ. Pr., 2013), Article 2:401. N09 [P. Torremans]; A. Dickinson/E. Lein (ed.), aa.O. (Fn. 8), § 842- [M. Lehmann]）。またスイスの裁判実務でも、同じく後者の対応が採用されている（Handelsgericht Zürich v. 23 October 2006, Eurojobs Personaldienstleitungen SA v. Eurojob AG, [2006] Zeitschrift für Immaterialgüter-, Informations- und Wettbewerbsrecht (Zürich), 854; Bundesgericht v. 4 April 2007, Eurojobs Personaldienstleitungen SA v. Eurojob AG, I. Zivilabteilung 4C 439/2006 [www.decisions.ch/entscheide/urteil\_4C\_439\_2006.html]）。

<sup>105</sup> J. J. Fawcett/P. Torremans, Intellectual Property and Private International Law, 2nd ed. (Oxford Univ. Pr., 2011), Para. 7.30ff.; J. Kropholler/J. von Hein, aa.O. (Fn. 6), EuGVO Art.22 Rdn. 50; R. Geimer/R. A. Schütze, aa.O. (Fn. 61), A. 1 [EuGVVO] Art. 22 Rdn. 19 [Geimer].

<sup>106</sup> European Max Planck on Conflict of Laws in Intellectual Property, aa.O. (Fn. 104), Article 2:401. N06 [P. Torremans]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 67 [Luis de Lima Pinheiro].

すれば、事実上、それぞれの特許権の登録国で侵害訴訟を区々提起することを余儀なくされる。その結果、訴訟コストが上昇するほか、これら複数の登録国の間で司法判断が異なる事態が生じる恐れもある。こうした結論はビジネスの視点からも許容できるものではない<sup>107</sup>。

- ① 侵害訴訟において特許権の有効性に関する抗弁が提出された場合において、受訴裁判所は具体的に如何なる訴訟対応を行うべきかについて、欧州司法裁判所は正面から回答していない。侵害訴訟のうち特許権の有効性に関する問題のみを登録国に移送する、あるいは被告が登録国において原告の特許権の有効性を争うべく所要の申立てを行うための合理的な期間が経過するまでの間、侵害訴訟の本案審理を停止するといった選択肢が考えられるが、そのいずれを採るべきかが不明確であり、実務面で混乱が生じる恐れが高い<sup>108</sup>。
- ② 欧州司法裁判所は、GAT v. LuK 事件以降も、特許権の有効性は侵害訴訟において特に重要な先決問題であるから、その判断を登録国の専属管轄事項とすることは司法の健全な運用という観点からも合理的である、といった立論を展開する<sup>109</sup>。しかしながら、侵害訴訟において特許権の有効性に関する抗弁が提出され、この点について受訴裁判

<sup>107</sup> T. Hartley, a.a.O. (Fn. 63), § 12.38; European Max Planck on Conflict of Laws in Intellectual Property, a.a.O. (Fn. 104), Article 2:401. N06 [P. Torremans]; U. Magnus/P. Mankowski (ed.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24. Para. 67 [Luis de Lima Pinheiro]. なお、ロンドン控訴裁判所も同様の指摘を行う (Research in Motion UK Ltd. v. Visto Corp., [2008] FSR 20, (2008) 15(11) LSG 23)。

<sup>108</sup> European Max Planck on Conflict of Laws in Intellectual Property, a.a.O. (Fn. 104), Article 2:401. N08 [P. Torremans].

<sup>109</sup> Berliner Verkehrsbetriebe (BVG), Anstalt des öffentlichen Rechts v. JP Morgan Chase Bank NA, Frankfurt Branch, Case C-144/10 [2011] ECR I-3961, Para. 46. 但し、この事件はブリュッセル I 規則22条2号 (ブリュッセル Ibis 規則24条2号に相当) が問題になったケースであり、特許権の有効性自体が争われたわけではない。この事件の判決では、GAT v. LuK 事件の判断がブリュッセル I 規則22条2号との関係で先例性を有しないと断言する (この点については、脚注125, 126および該当する本文の記述も併せて参照) が、その説明の過程で、本文で示した如く、GAT v. LuK 事件の判断の正当性に敢えて言及したものである。

所が判断を下しても、その効果は対世的なもの (erga omnes effect) ではなく、当事者間のみで効力を有する対人的なもの (inter partes effect) に止まる<sup>110</sup>ことから、欧州司法裁判所のこうした見解は説得力に乏しい<sup>111</sup>。

- ㊦ 抗弁として特許権の有効性に関する問題が提出された場合等であっても法定専属管轄の射程が及ぶとする判断は、法定専属管轄の制限的解釈論との関係で、整合性を確保できない<sup>112</sup>。
- ㊧ 被告が抗弁を提出することにより管轄裁判所を左右することが出来るとなれば、管轄判断の基準時を訴訟提起時とする原則論との間で、矛盾が生じる<sup>113</sup>。

#### (4) 小括

##### (イ) 制限的解釈論に対する疑念

既述(4.(1))のとおり、欧州司法裁判所および支配的学説は一貫して、法定専属管轄について制限的解釈論を提唱する。これらの見解では、ブリュッセル Ibis 規則 4 条以下の規定を一般原則とし、同規則 24 条をその例外として位置付けたうえで、その例外的な位置付けを根拠として、法定専属管轄はその目的達成のために求められる以上に広く適用が認められるべきではないとする。しかしながら、果たしてこのような

---

<sup>110</sup> J. Kropholler/J. von Hein, a.a.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 22 Rdn. 50; R. Geimer/R. A. Schütze, a.a.O. (Fn. 61), A. 1 [EuGVVO] Art. 22 Rdn. 237 [Geimer]; T. Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 106 [P. Mankowski].

<sup>111</sup> M. Lehmann, a.a.O. (Fn. 34), 517; European Max Planck on Conflict of Laws in Intellectual Property, a.a.O. (Fn. 104), Article 2:401. N07 [P. Torremans].

<sup>112</sup> European Max Planck on Conflict of Laws in Intellectual Property, a.a.O. (Fn. 104), Article 2:401. N06 [P. Torremans].

<sup>113</sup> H. Schack, Die Entwicklung des europäischen Internationalen Zivilverfahrensrechts- aktuelle Bestandsaufnahme und Kritik, in R. Stürner et. al. (Hrsg.), Festschrift für Dieter Leipold zum 70. Geburtstag (Mohr Siebeck, 2009), 317, 331; J. Bukow, Die Entscheidung GAT/LuK und ihre Konsequenzen – Vom Ende der Cross-Border Injunctions, in M. Grosch/E. Ullmann (Hrsg.), Festschrift für Tilman Schilling: zum 70. Geburtstag am 29. Juli 2007 (Heymanns, 2007), 59, 71.

解釈論を正当と評価すべきであろうか<sup>114</sup>。

この問題を検討するに当たって、まずはこれら裁判実務および支配的学説の趣旨を確認する必要があるだろう。欧州司法裁判所の問題関心に即せば、民事訴訟は当事者の便宜等の要請を踏まえて管轄が決せられるのが原則であるが、専属管轄の意義は、こうした当事者の要請にも拘わらず、国家の利害・要請に基づき、例外的に特定の国家にのみ管轄を付与することに求められる<sup>115</sup>。即ち、一般的には、管轄の有無は法律事象を規定する特定の要素との内国関連性によって決定される<sup>116</sup>。例えば、不法行為という特定の要素を想定すれば、この要素により規定される具体的な法律事象が内国との間にどの程度の関連性を有するかを調査し、管轄の有無を決定するが如くである。これに対して、法定専属管轄が肯定されるためには、単に具体的な法律事象との間に相当の内国関連性を有するだけでは足りず、国家が事象を規定する特定の法律要素に強い利害を有する必要がある。前者（一般的な管轄）は、具体的な法律事象と内国との関連性の量的な評価により決定されるため、複数国の管轄が併存し、その中から当事者が自らの要請に応じて任意の国を選択することが当然に想定されている。これに対して、後者（法定専属管轄）では、ある国家が特定の法律要素に対して強い利害を有することを理由として、他国判決の内国効力を承認する余地がないという意味で、管轄の専属性が例外的に肯定されることになる<sup>117</sup>。そこでは、当事者の要請に常に優先する形で、国家による利害の貫徹が認められるわけである。欧州司法裁判所および支配的学説が言わんとするところは、概ねこのようなものであろう。

確かに、こうした立論には一理ある。既にブリュッセル Ibis 規則24条の立法目的を説明した（2.（1））が、欧州では法定専属管轄の存在意義に懐疑的な見解も少なからず提唱されている。その中には、特に請

<sup>114</sup> 少なくともわが国では、法定専属管轄を規定する民事訴訟法3条の5等に関して、欧州のような制限的解釈論を提唱する見解は見受けられない。

<sup>115</sup> 脚注86の裁判例を参照。

<sup>116</sup> D. P. F. Arroyo, aa.O. (Fn. 33), 170.

<sup>117</sup> D. P. F. Arroyo, aa.O. (Fn. 33), 171.

求金額が然程大きくない事案を念頭に置くと、法定専属管轄が存在することによって、潜在的な原告が訴訟提起を逡巡しその権利行使が阻害される惧れを指摘したうえで、こうした事態が管轄に関するブリュッセル体制の目的と整合的ではなく、多くの混乱を引き起こしかねないとの懸念を表明するものもある<sup>118</sup>。

しかしながら、「当事者の利害を原則、国家的利害を例外」という構図で以て一律に管轄の問題を取扱うのは、些か単純に過ぎ無理があるように思われる。管轄を巡っては、当事者の利害、国家的利害のほかに、裁判所の利害（Gerichtsinteressen）、秩序的利害（Ordnungsinteressen）等があり、これらが複雑に絡み合って、その全体構造を基底することが指摘されている<sup>119</sup>が、当然のことながら、これら利害が相対立する局面があることは多分に想定できるだろう。例えば、裁判所としては、事案との近接性を確保することを通じて、外国による司法共助がなくとも十分な証拠収集を行うことや、適正な判断を下すことが可能になるはずである。しかしながら、こうした裁判所の利害が、当事者の管轄合意や法定専属管轄が存在することにより、十分顧みられないケースが生じ得る。逆に、客観的な特別管轄事由（ブリュッセル Ibis 規則 7 条乃至 23 条。1. (2)(ロ)を参照）の有無を判断するに当たって、当事者の利害等と並んで、あるいはそれ以上にこうした裁判所の利害が考慮されるケースもあるだろう。また秩序的利害とは、管轄事項を他国と極力一致させることにより、自国判決が外国で承認されるように努め、判決の国際的調和（Entscheidungseinklang）の実現を図るべきとする法政策上の要請を指すが、これがとりわけ国家的利害との間で激しい対立を生むことも指摘されている<sup>120</sup>。このように、管轄は複数の利害が時に対立する中で、その比較衡量を通じて決定される性格を有していることから、当事者の利害を原則とし国家的利害を例外とする構図を固定化するのは必ずしも現

<sup>118</sup> D. P. F. Arroyo, aa.O. (Fn. 33), 177.

<sup>119</sup> H. Schack, aa.O. (Fn. 14), Rdn. 229ff.

<sup>120</sup> H. Schack, aa.O. (Fn. 14), Rdn. 240. なお、国家的利害と秩序的利害の対立が顕現化する典型は、まさに「ブリュッセル Ibis 規則の反射的效果を肯定するか、否定するか」という論点であろう。

実的ではないように思われる。とりわけ、国家的利害に関しては、当事者の利害や秩序的利害に反してもこれを貫徹すべき局面があることは、国際的強行法規の適用問題でも強く意識されてきたとおりであり、同様の問題意識は管轄を論じるに当たっても等しく妥当すると考えるべきであろう。

#### (ロ) 制限的解釈論と GAT v. LuK 事件との関連性

そのうえで、仮に法定専属管轄規定を制限的に解釈する見解が正当なものと位置付け得るにしても、そこから演繹的に、法定専属管轄の適用は構成国の裁判所が法定専属管轄に関する事項を本案 (Hauptsache) として取扱う場合に限られ、先決問題 (Vorfrage) としてこれら事項を取扱う場合には適用されないとする、具体的な解釈指針を導出することが、果たして可能であろうか。

GAT v. LuK 事件は、登録知財権の侵害訴訟に当たり、その先決問題として、ブリュッセル条約16条4号 (ブリュッセル Ibis 規則24条4号に相当) に規定する法定専属管轄事項 (即ち、登録知財権の有効性) が問題となった事案であるが、その他の法定専属管轄事項も同様に、本案ではなく抗弁等の形で取扱われるケースは想定されるだろう。従前より、この一例として、ブリュッセル Ibis 規則24条1号 (不動産の物的権利関係に関する事項) が頻繁に取り上げられてきた<sup>121</sup>。不動産所有権の存否が抗弁等により先決問題として争われる場合については、従前より法定専属管轄の対象外とする見解が大勢を占めてきたが、GAT v. LuK 事件以降も、こうした見解に変化は見受けられない<sup>122</sup>。

<sup>121</sup> 不動産所有権侵害に基づく損害賠償請求訴訟において、被告が抗弁として、原告の不動産所有権の不存在あるいは無効を主張するような場合が、その一例である。

<sup>122</sup> J. Kropholler/J. von Hein, aa.O. (Fn. 6), EuGVO Art. 22 Rdn. 1; D. Solomon, aa.O. (Fn. 18), 731 und 734; Münchener Kommentar ZPO, aa.O. (Fn. 72), EuGVO Art. 22 Rdn. 1 [P. Gottwald]; A. Dickinson/E. Lein (ed.), aa.O. (Fn. 8), § 8.15 [M. Lehmann]; A. Junker, aa.O. (Fn. 14), § 14 Rdn. 11; H. Linke/W. Hau, aa.O. (Fn. 73), Rdn. 4. 12 und Rdn. 5.51; G. Ring/L. Olsen-Ring, Internationales Zivilverfahrensrecht (C. H. Beck, 2018), 29.

また、他ならぬ欧州司法裁判所が、2011年の *Berliner Verkehrsbetriebe (BVG), Anstalt des öffentlichen Rechts v. JP Morgan Chase Bank NA, Frankfurt Branch* 事件（以下「BVG v. JPM 事件」という）<sup>123</sup>において、ブリュッセル I 規則22条2号（ブリュッセル Ibis 規則24条2号に相当）に関して *GAT v. LuK* 事件とは異なる見解を示していることも、注目に値する。この事件では、まず JPM（原告。住所地は米国 NY 州）が BVG（被告。住所地はドイツ）との間で金融スワップ契約を締結したが、BVG が契約債務の履行を怠ったことから、JPM は当該契約における合意管轄条項に基づき英国裁判所に契約債務の履行を求めて訴訟を提起した。その審理の過程で、BVG が当該契約の締結に至る自社の機関決定が定款所定の目的を超えており無効であることから、当該契約が有効に成立していない旨の抗弁を行ったほか、JPM フランクフルト支店を相手取り、ベルリン地裁に訴訟を提起し、上記金融スワップ契約の無効確認等を求めた。最終的に、ベルリン上級地裁が審理を一時停止し、「契約債務の履行請求訴訟において、被告が当該契約の締結に至る自社の機関決定が有効になされていないことを抗弁として提出している場合にも、ブリュッセル I 規則22条2号が適用されるか」という論点につき欧州司法裁判所の先決裁定手続を求めたのが、本件事案である。欧州司法裁判所は、①法人の機関決定の有効性に関する問題が抗弁として提出された場合にもブリュッセル I 規則22条2号の適用を認めれば、結局は法人に対する総ての訴訟を当該法人の住所地国で行うことを強いることになりかねないが、これでは当事者の予見可能性が毀損される惧れが高いこと、②法定専属管轄規定はその目的に照らして厳格に解釈されるべきであり、これを広く適用することは司法の適正な運用という要請に反すること等を理由に掲げたうえで、ブリュッセル I 規則22条2号が適用されるのは、本案において法人の機関決定の有効性が争われる事案に限られるべきであり、このことが抗弁として提出されるなど、先決問題として争われる場合には、同号の適用はないとの判断を下している<sup>124</sup>。このように *BVG v. JPM* 事件は *GAT v. LuK* 事件と異なる見解を示したが、

<sup>123</sup> Case C-144/10 [2011] ECR I-3961.

<sup>124</sup> Case C-144/10 [2011] ECR I-3961, Para. 33ff.

その判決の中では、「特許権の有効性は、とりわけ侵害訴訟において重要な先決問題である。従って、その有効性が争点となるのであれば如何なる場合であっても、判断を行う専属的な管轄権限を当該特許権の登録国である構成国の裁判所に認めるのは、司法の健全な運用という要請に叶うものである。これに対して、法人が契約の一方当事者であり、かつ当該契約の締結に至る自身の機関決定を有効ではないと主張している場合には、当該法人の住所が所在する構成国について、これと同様の議論は妥当しない」<sup>125</sup>とし、GAT v. LuK 事件における判断とは必ずしも矛盾しないことを力説している<sup>126</sup>。

このように見てくると、法定専属管轄の適用をその管轄事項が本案として争われる場合に限るのか、抗弁等により先決問題として争われる場合にも認めるのかという問題については、登録知財権の登録の適法性(Ordnungsgemäßheit) および有効性(これらを纏めて「登録知財権の有効性等」ということがある)とそれ以外の事項との間で、欧州司法裁判所の取扱いに差違があるように思われる。にも拘わらず、法定専属管轄の制限的解釈論を一般論として唱え、そこから演繹的に、一般的な形で「法定専属管轄の適用は、構成国の裁判所が法定専属管轄事項を本案で取扱う場合に限られる」という解釈論を導出することには、無理があるように思われる。実際に GAT v. LuK 事件および BVG v. JPM 事件の判決を参照する限りは、欧州司法裁判所が、登録知財権の有効性等の問題をそれ以外の法定専属管轄事項とは切り離して別個の問題として取扱い、知財権の登録という事象に特化して、個別具体的な解釈を展開していることは明らかである。法定専属管轄の制限的解釈論が欧州連合域内では一般に受容されているとの評価は出来るだろうが、少なくとも欧州司法裁判所は、その一事を以て直ちに、演繹的な形で具体的な解釈論を

<sup>125</sup> Case C-144/10 [2011] ECR I-3961, Para. 46.

<sup>126</sup> こうした欧州司法裁判所の説明は、BVG v. JPM 事件と GAT v. LuK 事件の間で結論が異なることを正当化することを企図したものであるが、学説はその説明内容が説得的ではないと考えており、総じて批判的である(T. Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 6), Art. 24 Rdn. 108 [P. Mankowski]; M. Lehmann, aa.O. (Fn. 34), 516ff.)。

導出しようという姿勢を採ってはいない。こうしたことを踏まえると、法定専属管轄を巡る制限的解釈論を過度に重視し、その議論の射程を広く捉えるのは適切ではないように思われる。

## 5. 結び

これまでブリュッセル Ibis 規則24条を巡る議論を中心に、欧州連合における法定専属管轄に関する見解を概観してきたが、まず指摘すべきは、明文の規定が存在するにも拘わらず、法定専属管轄の意義・目的が今ひとつ明確ではないという点である。国家主権の考慮、強行法規の適用を通じた各国の公的政策の貫徹をはじめ様々な見解が提唱されるが、そこには必ずしも説得的な理由付けがあるわけではない。むしろ法定専属管轄の存在は感覚論や伝統に依拠していると思われる節もあり<sup>127</sup>、それに伴い解釈がぶれることは、どうしても否めない。加えて、欧州連合という超国家的な地域統合の動きを踏まえると、各構成国の主権あるいは公的政策にどの程度重きを置くべきかという問題についても識者の見解が分かれるが、このことも、法定専属管轄の存在意義に対する評価に少なからず影響を及ぼしているように思われる。

第二に、ブリュッセル Ibis 規則24条をみる限り、法定専属管轄事項と言っても、必ずしも高い同質性を維持しているわけではなく、個々の事項毎に個別の判断を要するという点にも留意を要する。例えば、同規則24条1号は、不動産に関する物的権利関係と並んで、不動産賃貸借に関する紛争全般を規定するが、前者が主権的要素の考慮に重点を置くのに対して、後者が弱者保護を中心とした各構成国の公的政策の貫徹に根拠を有することは、既述(2.(2))のとおりである。また、総論として制限的解釈論が唱えられるものの、法定専属管轄事項が抗弁等の形で先決問題として訴訟で争われた場合の取扱いを巡り、登録知財権の登録の適法性および有効性に関してのみ例外的に射程の拡張的判断が採用され、ブリュッセル Ibis 規則24条4号ではこれに沿った改正が施されている。総論として制限的解釈論を提唱することの是非は措くとしても、

---

<sup>127</sup> 横溝・前掲注(51)130頁。

少なくとも欧州連合が、制限的解釈論という総論的見解から演繹的に具体的な解釈論を導出するのではなく、各条文に即した個別判断を優先していることは紛れもない事実である。

第三に、裁判実務と支配的学説がブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果を一貫して否定することにも留意を要する。ブリュッセル Ibis 規則は欧州連合域内で妥当するルールであり、法定専属管轄を規定する同規則24条は、構成国間における直接管轄の配分ルールとして機能する(同規則27条)ほか、間接管轄ルールとしても機能する(同規則45条および46条)。他方において、反射的效果を認めない以上、ブリュッセル Ibis 規則24条によれば法定専属管轄が非構成国に認められる場合であっても、構成国は、同規則におけるその他の規定に基づき裁判管轄権を行使することが許容されることになる。構成国と非構成国の間では、ブリュッセル Ibis 規則24条が直接管轄の配分ルールとして機能しない以上、複数国による管轄権の競合という事態が生じ得ることは、既述(3.(4))のとおりである。こうした欧州連合の見解は、わが国民事訴訟法3条の5および3条の10を巡る解釈論とは異なる<sup>128</sup>。わが国民事訴訟法を巡る検討は別稿に譲るとしても、欧州連合が構成国との関係では超国家的な性格を有しつつも、非構成国との関係では、一個の国家連合体と

<sup>128</sup> わが国では、民事訴訟法3条の10が同法3条の5に該当する訴えについて同法中のその他の管轄規定を適用しない旨規定する。また、わが国の法定専属管轄事項を規定する民事訴訟法3条の5を双方向的に解し、同条に規定する事項についていずれの国に専属管轄が存在するかを決定するための規定と捉えている節がある。この結果として、民事訴訟法3条の5に基づき、わが国に法定専属管轄が認められず、外国の法定専属管轄が基礎付けられる場合には、同法3条の10に基づき、わが国は同法中のその他の管轄規定に基づき自国の国際裁判管轄を主張できないと考えられている(佐藤達文=小林康彦編著『一問一答平成23年民事訴訟法等改正・国際裁判管轄法制の整備』(商事法務、2012年)165-166頁等)。他方で、横溝大教授はこうした解釈論に疑問を投げ掛け、民事訴訟法3条の5に基づきわが国に法定専属管轄が認められない場合でも、原則としてその他の管轄規定を援用し、わが国の国際裁判管轄を認めるべきであるとの見解を提唱する(横溝・前掲注(51)135-136頁)。本文にあるとおり自説の詳細は別稿に譲るが、結論を先取りすれば、横溝教授の見解が正当でありこれを支持したい。

してこれに対峙する存在である。欧州連合では、ブリュッセル Ibis 規則24条について、非構成国への反射的效果を否定する見解が多数を占めているが、非構成国との関係で欧州連合自体が対峙国家としての性格を有する点を強調することで、こうした反射的效果を否定して管轄権の一方的行使を肯定する見解を導き出すことは、比較的容易であろう。

最後に、わが国の法定専属管轄規定（民事訴訟法3条の5）と対照的と思われる各論的事項について、若干の言及を行っておきたい。具体的には、ブリュッセル Ibis 規則24条1号および4号である。このうち、ブリュッセル Ibis 規則24条4号は登録知財権の登録の適法性および有効性を法定専属管轄事項とする規定であり、わが国民事訴訟法3条の5第3項に概ね相当する。本稿でも既に若干の言及を行っているが、ブリュッセル Ibis 規則では、先決問題として登録知財権の有効性等が問題となる場合であっても、登録国の法定専属管轄の射程が及ぶのに対して、わが国では、先決問題を巡る判断には既判力が生じないことを理由として、他国を登録国とする知財権の存否や有効性が先決問題として争われる場合には、わが国裁判所がその判断を行うことに支障はないとする立場が有力である<sup>129</sup>。また、ブリュッセル Ibis 規則24条1号は不動産の物権に関する問題を法定専属管轄事項とするが、これに対して、わが国民事訴訟法3条の5にはそもそも同旨の規定が存在しない。わが国でも従前より、不動産の物権に関する問題を法定専属管轄の対象とする見解が有力であった<sup>130</sup>ことも踏まえると、比較法的な観点からすれば、現

---

<sup>129</sup> 知財高判平成27年3月25日平成25年（ネ）10104号。茶園茂樹「外国特許権侵害事件の国際裁判管轄」日本工業所有権法学会年報21号75-76頁（1997年）、申美徳「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について（2・完）」法学論叢155巻5号71-73頁（2004年）、道垣内正人「特許権をめぐる国際私法上の問題」知財管理60巻6号889-890頁（2010年）。なお、これに対して、仮令先決問題であっても外国知財権の登録および有効性について判断を行うことに否定的な見解も存在する（高部真規子「特許侵害訴訟と国際裁判管轄」牧野利秋判事退官記念『知的財産法と現代社会』（信山社、1999年）135-136頁、吉藤幸朔〔熊谷健一補訂〕『特許法概説〔第13版〕』（有斐閣、1998年）479-480頁）。

<sup>130</sup> 江川英文「国際私法における裁判管轄権（3・完）」法律協会雑誌60巻3号369頁（1942年）、兼子一『新修民事訴訟法体系〔増補版〕』（酒井書店、1965年）

行法において不動産の物権に関する問題を法定専属管轄事項から除外していることは、わが国の国際民事訴訟法に特徴的な問題として捉えるのが適切ではないと思われる。平成23年民事訴訟法等改正の過程でもこの問題を巡り若干の議論があったが、同改正後も不動産の物権に関する問題を法定専属管轄の対象とすべきとする主張は引続き提唱されており<sup>131</sup>、少なくとも立法論のレベルでは、依然として議論の決着を見ていない。いずれにせよ、これら各論的事項に関する検討は別稿に譲り、改めて論ずることとしたい。

(以 上)

(追記) 本論文は、JSPS 科学研究費補助金 (17K03379, 19H05483) の研究成果の一部です。紙幅を借りて、関係者の皆様に謝辞を申し上げます。

---

66-67頁、池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟法講座7 国際民事訴訟・会社訴訟』(日本評論社、1982年) 34頁、高橋宏志「国際裁判管轄－財産関係事件を中心として」澤木敬郎＝青山善充編『国際民事訴訟法の理論』(有斐閣、1987年) 31頁、新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法(1) 裁判所・当事者』(有斐閣、1991年) 135-136頁[道垣内正人]、斎藤秀夫ほか編著『注解民事訴訟法(5) 訴訟手続Ⅲ・国際民事訴訟法〔第2版〕』(第一法規、1991年) 444頁[山本和彦]、本間靖規ほか『国際民事手続法』(有斐閣、2005年) 54頁[中野俊一郎]、廣江健司『国際民事関係法』(成文堂、2008年) 48頁、高桑昭『国際民事訴訟法・国際私法論集』(東信堂、2011年) 52頁等。

<sup>131</sup> 澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第8版〕』(有斐閣、2018年) 285頁。